

チロキシシン (甲状腺製剤) 一六四
チトナチン (クエン酸ソーダ) 一六六

ツ

ツシアスト (喘息治療薬) 一六一
ツエラトミン (一般中毒治療薬) 一六二

テ

デトキソール (チオ硫酸ソーダ) 一四六
テオファイロール 一四七
テオファイルリン 醋曹液 (テオファイロール) 一四七
テオチゾール (テオファイロール) 一四八
デキストロベリン 注射液 (葡萄糖及轉化糖製剤) 一四八
デキスト安那加 (葡萄糖及轉化糖製剤) 一四八
テノシン (麥角製剤) 一四九
デノロン (サリチル酸ソーダ製剤) 一五〇

デキマツ (マグネシウム製剤) 一五六
テトロドトキシシン (河豚製剤) 一五七
デファイバー (非特異性制酸剤) 一五九
テオチゾール (テオファイロール) 一五九
テラポール (ズルファミン) 一四七
デスカロール (ロイマチス治療剤) 一六〇

ト

トリハロミン (アクリフラビン) 一四三
トリパフラビン (アクリフラビン) 一四三
トリバゾール (アクリフラビン) 一四四
トウカキニン (鹽酸キニーネ) 一四四
トリハロミン 糖液 (アクリチン色素製剤) 一五三
トリバカール (アクリチン色素製剤) 一五三
トロンポロート「三研」 (コンゴロート製剤) 一五三
ドバルピン (阿片アルカロイド製剤) 一五四
トウカキニン (キニーネ製剤) 一五五
トリビスミン (蒼鉛製剤) 一五六

トロンボーゲン (肺組織成分抽出) 一六〇
トネフィン (腸アトニー治療薬) 一六二
トウフィン (腦下垂體後葉製剤) 一六三

ナ

ナルコボン (阿片アルカロイド鹽酸鹽) 一四七
ナール (ピラビタール) 一四七
ナルコボン・パペリン (阿片アルカロイド製剤) 一四八
ナルコボン・アトロピン (阿片アルカロイド製剤) 一四八
ナルコボン・スコポラミン (阿片アルカロイド製剤) 一五五

ニ

ニコルミシ (アミノコルジン) 一四四
ニドストリン (珪酸鹽製剤) 一五六
ニコルミン (強心剤) 一五八
ニコチラミン (強心剤) 一五八
ニプロン (ズルファミン) 一五七

又

ヌトリミン (ビタミンB製剤) 一五〇

ネ

ネオカンファア「モーリス」 (オキソ及オキシカンファ
リ製剤) 一四九
ネオ・バラヌトリン (ビタミンB₁製剤) 一五〇
ネオ・ビタミン (ビタミンB製剤) 一五〇
ネオ・ネオ・コルン (ビタミンB製剤) 一五〇
ネオ・ウリヒン (ビタミンB製剤) 一五一
ネオ・チストール (ウロトロピン製剤) 一五一
ネオ・ヘサチラミン (ウロトロピン製剤) 一五一
「ネオ」ヨシザリン (ヨード製剤) 一五三
ネオヒポトベリー (亞硝酸鹽製剤) 一五五
ネオヒポトニン (亞硝酸鹽製剤) 一五五
ネオヒポアポ (亞硝酸鹽製剤) 一五六
ネオ・オレザール (蒼鉛製剤) 一五六

ネオイマミコール(水銀製劑) 一五七
 ネルゲガン(水銀製劑) 〃
 ネオモルダイン(トリキ)(鎮靜・鎮痛劑) 一五八
 ネオゴノスターゲン(治淋藥) 一五九
 ネオアンチゴノシン(治淋藥) 〃
 ネオスターゲン(治淋藥) 〃
 ネオトロンブリン(肺脾組織成分抽出) 一六〇
 ネオデトキソール(一般中毒治療藥) 一六一
 ネオゲブルチン(腦下垂體後葉製劑) 一六三
 ネオコーゲン(ビタミン製B劑) 一六〇
 ネオヒポトニン(高血壓治療劑) 一六二
 ノキピタ(ビタミンB製劑) 一五〇
 ノザキー(コンゴロート製劑) 一五三
 ノブアズロール(水銀製劑) 一五七
 ノイラルジン(鎮痙劑) 一五八
 ノイザール(高血壓治療劑 化學性分) 一六三

ノバボン(スルピリン) 一七六
 ノバルギン(スルピリン) 〃
 ノイロマチン(ロイマチス治療劑) 一六〇
 パンセプチン(アクリフラビン) 一四三
 パンナー(阿片アルカロイド鹽酸鹽) 〃
 パンオピン(阿片アルカロイド鹽酸鹽) 〃
 パントピン(阿片アルカロイド鹽酸鹽) 〃
 パクノン(鹽酸キニーネ) 一四四
 パシルエシン(オキシシアン水銀) 一四五
 パパベール(鹽酸パパベリン) 一四六
 パパベリン(鹽酸パパベリン) 〃
 パンギタール(チギタリス葉製劑) 一四九
 パラヌトリン(ビタミンB製劑) 一五〇
 ハシゴノール(ウロトロピン製劑) 一五一
 パンセカール(アクリヂン色素製劑) 一五三
 麥角製劑 〃

ハシエルゴツト(麥角製劑) 一五三
 パストリジン(サリチル酸カルシウム製劑) 一五三
 パマトラール(阿片アルカロイド製劑) 一五四
 パパベール(阿片アルカロイド製劑) 〃
 パパベリン(阿片アルカロイド製劑) 〃
 パピナール(阿片アルカロイド製劑) 〃
 パピナール・パパウエリン(阿片アルカロイド製劑) 〃
 パピナール・アトロピン(阿片アルカロイド製劑) 〃
 パピナール・スコポラミン(阿片アルカロイド製劑) 〃
 パントボン・スコポラミン(阿片アルカロイド製劑) 〃
 パンオピン・アトロピン(阿片アルカロイド製劑) 〃
 パンオピン・スコポラミン(阿片アルカロイド製劑) 〃
 パンナーアトロピン(阿片アルカロイド製劑) 〃
 ハセスロール(亞硝酸鹽製劑) 一五五
 ハシヴイタミン(ビタミンB製劑) 一五〇
 白色アクチゾール(ズルファミン) 一四七
 「萬有」グルコンサ注射液(グルコンサ酸石灰) 一五五
 「萬有」ネオビストラン(蒼鉛製劑) 一五六

ビニゾール(鹽酸キニーネ) 一四四
 ビリフォルム(キノジン) 〃
 ビラビタール 一四七
 ビラヴェリン(ビラビタール) 〃
 ビオザリン(葡萄糖及轉化糖製劑) 一四八
 ビタルモン(葡萄糖リンゲル液) 一四九
 ビタゲン(葡萄糖及轉化糖製劑) 〃
 ビタゲンカルシウム(葡萄糖及轉化糖製劑) 〃
 ビタカンファー(オキシオキシカンファ製劑) 一五〇
 ビタミンB₁製劑 〃
 ビタコリン(ビタミンB₁製劑) 〃
 ビタミンB₂製劑 〃
 ビタカルチン(アミノコルジン) 一四五
 ビゾール(ビタミンB製劑) 〃
 ビタルモン(ビタミンB製劑) 〃
 ヴイタミノール(ビタミンB製劑) 〃

ペリスタルチン(腸アトニー治療薬)
ベネルピット(ビタミンB₁製剤)
ベタキシシン(ビタミンB₁製剤)

ホ

ホモフラヴィン(アクリフラビン)
ホスミン(鹽酸エビレナミン液)
ホーデン(ビタミンB製剤)
ホルネフリン(肺脾組織成分抽出)
ボンヒリン(スルピリン)
ボンヂール(スルファミン)

マ

マトレン(キヨノジン)
マグロール(硫酸マグロール)
「萬有」トリーカノン(葡萄糖及轉化糖製剤)
マグネシウム製剤
マグアトロン(マグネシウム製剤)

一六三
一五〇

一四三
一四六
一五〇
一六〇
一四七
一四七

一四六
一四八
一五六

一八〇

マグブロン(マグネシウム製剤)
マグミニン(マグネシウム製剤)
マグネゾール(マグネシウム製剤)
マグラビン「リミット」(マグネシウム製剤)
マグロールアンナカ(マグネシウム製剤)
マグネカロリン「モリス」
マルタミン(ビタミンB製剤)

ミ

ミヅホニン(ビタミンB製剤)
ミラノイエン(若鉛製剤)
ミルス・アンチモン(アンチモン製剤)
ミニグリン(膀胱製剤)
ミニグリン、リタード(膀胱製剤)
ミオカール(グルコンサ酸石灰)
ミアルギン(ロイマチス治療剤)

ム

無痛カンフル注射液(カンフル製剤)
ムルチン(非特異性刺戟剤)
ムファイラン(腸下垂體後葉製剤)

メ

滅菌ゼラチン液
滅菌葡萄糖加カルシウム注射液
メタボリン(ビタミンB₁製剤)
滅菌ヨードカルチウム注射液
メズラン(骨及骨髓)
滅菌エルゴチン注射液(麥角製剤)

モ

モルダイン(阿片アルカロイド製剤)
モルヒネ、アトロピン(阿片アルカロイド製剤)
モナアト(阿片アルカロイド製剤)
モナスコ(阿片アルカロイド製剤)
モヒアト(阿片アルカロイド製剤)

一四九
一五九
一六四

一四六
一四八
一五〇
一五三
一六二
一五三

一四四
一五五
//
//
//

ヤ

モヒトロピン(阿片アルカロイド製剤)
モクソール(ロイマチス治療剤)
ヤパニン(キヨノジン)
ヤピオール(キヨノジン)
ヤクトリン(一般中毒治療薬)
ユ
ユクロミン(葡萄糖及轉化糖製剤)

ヨ

ヨードタカローゼ(ヨード製剤)
ヨチカノン(ヨード製剤)
ヨードカルシウム注射液(ヨード製剤)
ヨセジール(珪酸鹽製剤)
ヨケツ(珪酸鹽製剤)

一五五
一六〇

一四四
//
一六三

一五三
//
//
一五五
一五六

一八一

ラ ウ ミ ン (鎮痙劑) 一五八
 ラ ウ ミ ン ス コ ボ ラ ミ ン (鎮痙劑) 一五九
 ラ カ ル ノ ー ル (心臓ホルモン製劑) 一六〇
 ラ ビ ス (蒼鉛製劑) 一六一

リ
 リ マ オ ン (アクリノール) 一四三
 リ バ ノ ー ル (アクリノール) 一四四
 硫 酸 ア ト ロ ビ ン 一四五
 硫 酸 マ グ ネ シ ウ ム 一四六
 リ ン ゲ ル 葡 萄 糖 液 (葡萄糖及轉化糖製劑) 一四八
 理 研 カ ン フ エ ナ ー ル (オキシ及オキシカンフア製劑) 一四九
 リ エ ナ リ ン (肺脾組織成分抽出) 一五〇
 ル ミ ナ ー ル (フェノバルビタース) 一五七

一八二
 ル タ ミ ン (麥角製劑) 一五三
 ル ナ ー (阿片アルカロイド製劑) 一五四
 ル エ ヒ ノ ン (水銀製劑) 一五七
 ル ミ ト ロ ビ ン (鎮痙劑) 一五八
 ル タ ミ ン (化學物質) (止血藥) 一六一
 ル ジ ー ル (スルファミン) 一四七

レ
 レ ホ ル ミ ン (アミノコルジン) 一四三
 レ ド キ ソ ン (ビタミンC製劑) 一五二
 レ ズ ン ビ ス (蒼鉛製劑) 一五六
 レ フ リ ン (喘息治療藥) 一六一
 ロ
 ロ ベ リ ン (鹽酸ロベリン) 一四六
 ロ ジ ノ ン ・ カ ル シ ウ ム (葡萄糖及轉化糖製劑) 一四八
 ロ ジ ノ ン ・ ザ ル ツ (葡萄糖及轉化糖製劑) 一四八
 ロ テ オ ー ル (コンゴロート製劑) 一五三
 ロ イ ミ ン (サリチル酸ソーダ製劑) 一五四

ロ チ プ ロ ミ ン (鎮靜・鎮痛劑) 一五五
 ロ デ ア リ ン (強心劑) 一五六
 ロ イ マ チ ス 治 療 劑 一五六
 ロ イ マ ト ー ル A (ロイマチス治療劑) 一五六
 ロ イ マ ト ー ル B (ロイマチス治療劑) 一五六

ワ
 ワ ゴ ス テ グ ミ ン (腸アトニー治療藥) 一六三
 (健康保険診療報酬點數計算規程及注射表ハ改正ノ
 豫定ニテ政府、日本醫師會ニ於テ検討中ナリ)

第四 診療報酬査定に関する異議申立

(一) 保険醫、診療報酬の査定に關し異議あるときは、第一次的に道府縣醫師會に事由を具して申出づること。

(二) 道府縣醫師會の再審決定に不服なるときは、事由を具して第二次的に日本醫師會又は廳府縣審査委員會「註」の何れかを選択して裁定を申出づること。

〔註〕 廳府縣審査委員會は不服を申出づる者ある場合、臨時に七名の委員を以て組織するものなること(廳府縣審査部長(警視廳に在りては保安部長)、健康保険課長、健康保険課勤務の地方技師又は嘱託醫(有給者)一人、道府縣醫師會會長又は副會長一人、健康保険部長又は副部長一人、醫師會長の指名する保険醫一人、廳府縣管内官立又は公立病院職員一人)

第十節 意見書に関する注意事項

第一 労務不能期間に関する意見

- (一) 傷病手当金請求書に記載する療養の爲労務不能に関する意見は、保険者が傷病手当金支給の裁定上重大なる関係を有するが故に、被保険者又は其の關係者の要請ありとも、療養の見地に於て必要なる範圍に限定すること。
- (二) 労務不能の意見は、其の被保険者の従事せる業務の種別を顧慮し、其の業務〔註〕に堪へ得るや否やを標準とすること。

〔註〕 任意繼續被保険者及健康保険法第五十五條該當者に就ては、其の嘗て従事せる業務を謂ふものとす。

被保険者、其の業務に従事するも、療養上支障なしと認めらるる程度に至れば、労務不能の意見を附せざる様にする事。

- (三) 事業主に於て證明せる休業期間は、往々事實と相違せるものあるのみならず、必ずしも療養の爲勞

務に服すること能はざりし期間と一致するものとは限らざるを以て、診療録記載の見込期間を基礎として、慎重考慮の上意見を附すること。

- (四) 被保険者又は事業主にして労務不能の意見を強要し、又は不當に之を要請するが如き場合は直に保険者側に申報すること。

〔注意〕

- イ 労務不能の意見は原則として、自己の診療中療養の爲労務に服すること能はざりし期間に限ること。
- ロ 初診以前確に就業不能の状態にあり且其の就業不能が療養の爲必要なりしものと認めたる場合は、其の期間をも労務不能と認め差支なきこと。但し其の期間他醫に於て診療せるものなるときは格別なること。
- ハ 自費を以て診療を受くる被保険者の労務不能に對しても、意見を附して差支なきこと。
- ニ 診療打切後の衰弱恢復期間中療養の必要あるときは労務不能と認むるも差支なきこと。
- ホ 被保険者癡疾となり、其の傷病に付療養の必要なきに至りたる場合は、労務不能の意見を附すべからざること。

第二 看護婦附添承認申請意見

- (一) 保険者の療養上看護婦を附するは、症状重篤にして絶へず其の経過を監視し、又は随時適當なる處

置を執る必要ある場合等、看護に關し相當の智識技能を有する者を附添はしめざれば療養上困難ありと認めらるる場合なること。

(二) 左の場合は承認を得難きものなるを以て特に留意すること。

イ 被保険者が、單に自用を辯じ難きを理由とするとき。

ロ 家庭に附添人なきを理由とするとき。

ハ 病院の人的設備として常備する看護婦の範圍にて足るとき。

(三) 看護婦附添申請は、保険醫に於て助力し、手續上過誤なき様指導すること

(四) 看護婦附添承認申請書の「意見」欄には傷病名、看護を要する期間及看護の必要ありと認むる事由を記載すること。

(五) 保険醫は、無償にて看護料を請求する者に對し必要なる證明を爲すこと。

第三 移送承認申請意見

(一) 被保険者の移送は、保険者に於て必要ありと認めたる場合に於てのみ之を爲すものなること。

(二) 重症患者を病院に收容する必要がある場合、又は急患にして自宅若は病院、醫院に移送する等特に必

要なる場合に限るものなること。

(三) 移送承認申請は、被保険者に於て爲すべきものなるも、保険醫は之が手續上助力を爲し、且後日之が費用の支拂を受くる場合に於ても、無償にて必要なる證明を爲すこと

(四) 移送承認申請書の「意見欄」には傷病名、移送を要する區間及移送を必要と認むる事由を記載すること。

(五) 工場法施行規則第十四條の規定に依り事業主の義務として爲す診断の爲に行ふ移送は、本項に該當せざるものなること。

【參照】 工場法施行規則

第十四條 職工就業中又ハ工場及附屬建設物内ニ於テ負傷シ疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ遅滞ナク醫師ヲシテ診断又ハ檢案ヲ爲サシムヘシ。

第十一節 處方箋の交付

(一) 保険醫、被保険者より處分箋の交付を求められたるときは、正當の事由なくして之を拒むことを得

ざること。

(二) 処方箋を交付するときは、麻薬関係のものは格別、成るべく日本醫師會印行の健康保險用処方箋用紙を使用し、其の所定事項を記載し、用紙の(乙)を診療報酬請求書に添附すること。他の用紙を用ゐたる場合亦同じ。

(三) 処方箋には、患者の肩書として、政府管掌の被保險者には何々廳府縣被保險者。組合管掌の被保險者には何々組合被保險者等と記載すること。

(四) 処方箋の交付は、其の使用期間に注意し、毎日又は隔日に処方箋を交付するが如きは之を避くること。

(五) 処方箋の發行と同時に診療を爲さざるに至りたるときは、被保險者證の「終了日」欄には診療したる最終日を記載し、「終了事由」欄には「処方箋交付」と記載すること。

〔注意〕 船員保險に於ける処方箋は、特別の記載を要するものあるを以て、第六章を参照すること。

様式一

健康保險診療擔當届

姓 名	診 療 所 々 在 地	電 話 番 号	専 門 科 名	開 業 年 月 日	健 康 保 險 醫 生 特 認 經 歴	本 籍 地	現 住 地	醫 籍 登 録 番 号	免 許 證 交 付 年 月 日	前 記 以 外 ニ 於 ケ ル 診 所 療 ノ 有 無	備 考	
											局 番	診 療 所 名
					有 無						自 宅 開 業 ノ モ ノ (共 同 經 営)	出 張 開 業 ノ モ ノ
											自 宅 開 業 ノ モ ノ (奉 職 開 業)	出 張 開 業 ノ モ ノ (奉 職 開 業)
											出 身 學 校 名	奉 職 開 業 ノ モ ノ

【項事意注】(一)本會醫師會管保ノ各テ於テハ各ノ一ニテハ(二)ノ入記(三)ノ用ヲ線斜「/」ハ合場キナ項事當該ニ中欄「地住現」(三)トコノ消抹テニ線「|」ハ外以項事當該「/」ニ欄入記段上ハキトルナ所場一同ト所療診テシニ有ヲ「所療診ルケ於ニ外以記前」(四)トコク引ヲ線斜リ依ニ別區ノ業開職奉、業開張出、業開宅自ハノモルス開職奉(五)トコノ入記ヲ名區市郡在所ノ其ヘ欄當相ニ所療診ル係ニ營經ノ人他リ依ニ等係關備雇ハト「業ノ始開業醫ハ「日月年業開」(六)フ謂ヲ合場ルス務勤ト「驗試」ニ欄其ハノモキナ「校學身出」(七)スト日月若合場ルダシナヲ出届本(八)ストノモルス載記ミノモルセ當該ニ三ノ條七十第程規險保康健會師醫本日シストノモキバルアトコルザセ理受ハキトルタメ認ト

紙用式聯三ト(用管保會師醫本日)(乙)(用管保會師醫區市郡)(甲)

道府縣醫師會保管用

日本醫師會健康保險規程第十七條ノ二ニ依リ及届出候也
昭和 年 月 日 氏名捺印
日本醫師會長代理
道府縣醫師會長 殿

様式 二

健康保険醫辭任豫告届

豫告年月日	辭任スヘキ年月日	辭任事由
-------	----------	------

右日本醫師會健康保險規程第十七條ノ四第二項ニ依リ及届出候也
昭和 年 月 日

診療所所在地
健康保險醫

日本醫師會長代理

道府醫師會長

殿

前記以外ノ保險醫タル診療所ノ有無若シ有トセハ其ノ名稱及所在地

▲注意 一、本屆書ハ所轄都市區醫師會ニ提出スレモノトス

二、辭任事由ハ「一身上ノ都合ニ依リ」等ノ抽象的記載ヲ避ケ具體的事由ヲ明記スルコト

様式 三

健康保険醫辭任届

辭任年月日	辭任事由	診療所所在地
-------	------	--------

右日本醫師會健康保險規程第十七條ノ四第二項ニ依リ及届出候也
昭和 年 月 日

健康保險醫

日本醫師會長代理

道府醫師會長

殿

前記以外ノ保險醫タル診療所ノ有無若シ有トセハ其ノ名稱及所在地

▲注意 一、本屆書ハ所轄都市區醫師會ニ提出スルモノトス

二、辭任事由ハ「一身上ノ都合ニ依リ」等ノ抽象的記載ヲ避ケ具體的事由ヲ明記スルコト

様式 四

被保険者 証ノ記號 及番號		傷病證明書	
第	號	被保險者ノ氏名	
發病又ハ負傷ノ 年月日	昭和 年 月 日	發病又ハ負傷ノ 罹リシ場所	
傷病又ハ負傷ノ 原因		勤務スル工場又 ハ事業場ノ名稱 及所在地	
右傷病ハ業務上ノ事由ニ因ルモノナルコトヲ證明ス			
昭和 年 月 日			
事業主ノ 住所氏名印			

様式 五

被保險者氏名		一回ノ費用二十圓ヲ超ユル 院診療承認申請書	
被保險者証ノ記號及番號	第	號	
發病又ハ負傷ノ 年月日及原因		性別及生年月	昭和 年 月 日
傷病名		及工場(事業場)名 所在地	
初診シタル年月日	昭和 年 月 日	業務外ノ區別業	
入院所要日數		療養給付ヲ開始 シタル年月日	
處置手術ノ種類		費用見積額	昭和 年 月 日
現症及入院診療ヲ 必要トスル事由		備考	
見意ノ師醫		入院料	
昭和 年 月 日	診療所所在地	手術料	
入院診療ヲ受ケタキ希望 ノ病院名及其ノ所在地		計	
右ニ依リ一圓ノ費用二十圓ヲ超ユル院診療相受度候條御承認相成度及申請候也			
昭和 年 月 日			
被保險者住所氏名印			

No.

健康保険被保険者診療終

被 保 險 者 證 第 號	氏名		工場名	
	現住所		工所在地	
性別	男 女	生年月日	年 月 日	保 險 者
傷病名	業務	發病初診	開始	終了
上外	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
上外	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
上外	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
上外	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
既往症、主要症状、経過等		処方、手術、處置等		

(日本醫師會健康保險部印行) (第一號用紙)

投薬、注射、處置、其他診療ノ事實

	合計								合計						
	薬	薬	薬	薬	薬	薬	薬		薬	薬	薬	薬	薬	薬	薬
〇															
△															
▽															
〇															
△															
▽															
〇															
△															
▽															
〇															
△															
▽															
〇															
△															
▽															
〇															
△															
▽															

勞務不能ニ關スル意見

診療日数

傷 病 名	勞務不能見込期間	意見書ニ記載セル勞務不能期間		診療日数			
		意見書交付日	意見書受理日	日 分	日 分	日 分	計
	自 月 日 日 至 月 日 日 日	自 月 日 日 至 月 日 日 日	年 月 日	日	日	日	日
	自 月 日 日 至 月 日 日 日	自 月 日 日 至 月 日 日 日	年 月 日	日	日	日	日
	自 月 日 日 至 月 日 日 日	自 月 日 日 至 月 日 日 日	年 月 日	日	日	日	日
	自 月 日 日 至 月 日 日 日	自 月 日 日 至 月 日 日 日	年 月 日	日	日	日	日

入所承認申請書

被保險者証 記號番號		性別及生年月	
被保險者名ノ		工場事業場又ハ事務所ノ名稱所在地	
發病年月日	發病ヨリ		
初診年月日	現在ニ至		
療養給付年月日	ルマデノ		
開始年月日	經過詳細		
傷病名			
醫師ノ意見			

右ニ依リ入所診療相受度候條御承認相成度申請候也

昭和 年 月 日

被保險者
住所氏名印
身元引受人
住所氏名印

知事殿

No. 昭和 年 月分健康保險診療報酬請求書

(健)

氏名	住所	性別	生	捺印	親類全受領 指定期間及名	所屬醫 師會	郡市區
診療所在地	住所氏名	男 女	年 月 日		初診往診 里 回	點數	差 差 點 數
被保險者 記號	第 號				同家屋		
工場名	業務	發病日	初診日	開始日	終了日	當診日	診數
傷病名	上外	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	日
	上外	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	日
	上外	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	日
	上外	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	日
北 海 道 釧 路 縣 知 事 官 監 事 長 警 務 部 何 府 府 健 康 保 險 組 合 組 長	股						

注 意 本請求書記載例ニ付テハ健康保險業務要典参照セラルヘシ (日本醫師會印行) 一九七

(昭和十六年改定)

No. _____ 昭和 年 月 分船員健康保險診療報酬請求書 (職)

樣式 九

氏名 診療所在地	住所 氏名 性別	年 月 生	業務所在地	傷病名	發病日	初診日	開始日	終了日	當月診數	轉歸			
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
被保險者 記號	性別	男 女											
北 海 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 警 府 府 府 府 府 府 府 府 府 府 府 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 職 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 組 組 組 組 組 組 組 組 組 組 組 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 監 監 監 監 監 監 監 監 監 監 監 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿													
報酬金受領及名 指郵便局	種類	點數	所屬師會 郡市區	審查點數	初診	往診	一屋	藥劑	注射	處置	手術	其他	計備考
	里 回												

No. _____ 昭和 年 月 分船員保險診療報酬請求書 (船)

樣式 一〇

氏名 診療所在地	住所 氏名 性別	年 月 生	業務所在地	傷病名	發病日	初診日	開始日	終了日	當月診數	轉歸				
					年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		
被保險者 記號	性別	男 女												
北 海 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 道 警 府 府 府 府 府 府 府 府 府 府 府 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 何 職 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 員 組 組 組 組 組 組 組 組 組 組 組 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 理 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 監 監 監 監 監 監 監 監 監 監 監 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 事 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 長 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿 殿														
報酬金受領及名 指郵便局	種類	點數	所屬師會 郡市區	審查點數	初診	往診	一屋	藥劑	注射	處置	手術	入院	其他	計備考
	日													

No. _____ 昭和 _____ 年月分健康保險入院料請求書

1100

(健)

保險醫 氏名 診所 所在地	被保險者 被保險證 第 _____ 號	住所 氏名 性別	男 女	年 月 日	印 捺	受領 金銀行及 局名	所 屬 醫 師 會	郡 市 區	醫 師 會 審 查 點 數	種類	日	入院日數	手術、種類點數及施行月日	備考		
										業務別	工場名	發病日			開始日	傷病名

No. _____ 昭和 _____ 年 _____ 月分 入院診療中六點超過額請求明細書

保險醫名		被保險者名		病名		請求 總點數
月 日	種 目	種 目	種 目	種 目	種 目	
						-6
						-6
						-6
						-6
						-6
						-6
						-6
						-6

記載方注意：一 (一) 種目欄ニハ例ヘバ注射何回、何々検査何回何點ト記ヌコ
ト、(二) 合計點數欄ニハ其ノ日ノ合計ヲ記ヌコト、(三) 請求點
數欄ニハ六點ヲ差引クルモノヲ記ヌコト、(四) 注射ニアリテハ皮下筋内靜脈内ノ別、藥
名、濃度、用量、回数等ヲ明記ノコト、外傷、火傷其ノ他ニ就テモ之ニ準ジテ詳記ノコ
ト。

結核性疾病にして保険者の承認ありたるものに付ては百八十日の期間を超え通じて一年（平年なれば三百六十五日）に至る迄繼續して療養の給付を受け得るものなること。

(二) 傷病手當金は療養の爲引續き勞務に服すること能はざるとき、一日に付標準報酬日額の百分の六十相當額（減額支給の場合あり）を支給せらるるものなること。但し業務外の事由に因り疾病に罹り又は負傷したる場合は、三日間の待期を経過したる後第四日目より支給せらるるものなること。傷病手當金は支給期間を経過せざるときと雖も、療養の給付期間の満了と共に打切らるるものなること。

第二節 被保険者診療の手續

(一) 保険醫、被保険者より診療を求められたるときは、被保険者證又は療養證明書を提出せしめ、診療を受くるの資格あることを確めたる後診療を爲すこと。但し事業主の被保険者資格證明書（以下事業主證明書と稱す）を以て、一時被保険者證に代へる場合あること。

〔注意〕

- 一 健康保険の代行機關たる官業共済組合中、日本醫師會と診療契約締結のものは陸軍共済組合、海軍共済組合、專賣局共済組合、逓信共済組合なること。
- 二 健康保険の被保険者證に該當するものを陸軍共済組合は醫療證明書、海軍共済組合は健康保険受療書、專賣局共済組合は療養票と稱すること。
- 三 健康保険組合又は官業共済組合にして日本醫師會と診療契約を締結せるものは、其の被保険者證の餘白に「日本醫師會診療引請證印」を押捺し、全國的有效を證すること。従つて此の證印なき被保険者證（陸軍共済組合の醫療證明書は此の限に在らず）は診療引請外なるを以て普通患者として取扱ふこと。

第一 被保険者證に依る場合

〔注意〕 第三章被保険者の初診手續を参照せられたし。

(一) 現に診療を受けんとする疾病、負傷に關し、既に前醫が被保険者證に「治癒」と記載したるも未治のものとして認定し得るものなるときは、後醫は給付期間を前醫の開始日より起算して診療を爲すこと。此の場合に於ては被保険者證及診療報酬請求書の「備考」欄に其の旨記載すること。

(二) 被保険者證は診療中、保険醫の手許に保管し、毀損、紛失せざる様注意すること。

(三) 保険醫診療を終了したるときは、被保険者證の「療養給付記録」欄に指定事項を記載し（療養證明

書を發行したるときは之が返納を待つて、指定事項の轉記を爲し、被保險者（被保險者死亡したる場合は埋葬料又は埋葬費を受くべき者）に返還すること。

(四) 被保險者證の「療養給付記録」欄の記載は左記に依ること。

- 一 疾病、負傷は順次に記載し、又二以上の傷病を同時に診療したるときは、一傷病毎に各別に記載すること。
- 二 齒に付療養の給付を爲しだる場合には、患齒の部位をも「傷病名」欄に記載すること。
- 三 「開始日」、「終了日」及「終了事由」の各欄は診療録より轉記すること。但し被保險者が恣に休療したるときは「備考」欄に「恣に休療」又は「本人中止」と記載すること。
- 四 「認印」欄には本事項を記載したる保險醫捺印すること。療養證明書の給付記録を轉記したる場合亦同じ。

〔注意〕「療養給付記録」欄は毎月之を記載するものに非ずして、其の傷病の轉歸を待つて記載すること。

(五) 療養證明書を發行したる場合は、假令自己の診療する所の傷病が既に治癒するとも、療養證明書の返納を受けざる限り、被保險者證へ轉記を爲し能はざるを以て、被保險者證は引續き其の儘保管すること。

(六) 被保險者より保險醫變更の申出ありたるとき、診療上支障なき場合は其の求に應じて被保險者證又

は療養證明書を返還すること。此の場合未だ返納を受けざる療養證明書あるときは之を保管する保險醫の氏名、診療所所在地及發行年月日を「備考」欄に記載すること。

(七) 保險醫或る事由に因り診療報酬請求の權利を拋棄したる場合と雖も、被保險者證には其の給付事項を記載すること。

〔注意〕被保險者診療が終了したるに拘らず又は自ら中途に廢療して、保險醫の許に被保險者證を放置すること相當期間（約二、三月）に及ぶときは、直接に或は事業主を通じて、被保險者に引取方を注意し、尙埒明かざるときは、被保險者證を健康保險課又は健康保險出張所若は健康保險組合等に送致すること。

附

任意繼續被保險者

任意繼續被保險者（健康保險法第二十條の規定に依り、被保險者の資格喪失後も百八十日間、個人的に任意加入したる者）の被保險者證は工場、事業場又は事務所の名稱及所在地を抹消し、第一面の餘白に「健康保險法第二十條の規定に依る被保險者なる旨と、其の住所及資格喪失豫定年月日（百八十一日目の日）」を朱書しあること。

本條該當被保險者（註）と雖も他の被保險者と異なる所なく、健康保險の診療を受け得るものなること。

〔註〕 資格要件として、資格喪失の際六十日以上被保険者たりしものなることを要すること。

尙此の被保険者も健康保険法第五十五條（資格喪失後の繼續診療）の適用を受け得るものなること。

第二 療養證明書に依る場合

〔注意〕 本項説明中、療養證明書發行者を甲醫、療養證明書に依り診療する者を乙醫と略稱す。

療養證明書は、保險醫が被保険者の診療中、其の専門科以外の疾病又は負傷に付、同時に二人以上の保險醫に就き、診療を必要と認むる場合に限り、甲醫より發行すること。

〔注意〕 證明書發行の場合には、一應病狀を聴取し、被保険者證を調べ、其の傷病が期間満了のもの、若は既往に受療したる疾病と關聯ありと氣付きたるときは、其の旨を乙醫に注意せられたきこと。

一 甲醫ノ取扱方

(一) 療養證明書を發行するときは其の指定の各欄に夫々記載を爲し、みしんより上部を切離し、被保険者に交付すること。此の紙片は診療録に貼付し置き、被保険者より乙醫の氏名を聴取し記載すること。

(二) 健康保險組合又は官業共済組合の被保険者の場合は「工場事業場又は事務所」欄の「名稱」欄に當該組合名を「所在地」欄に其の組合の所在地を記載すること。

(三) 「現に療養を爲す傷病名及給付開始年月日」欄には

一 保險醫變更後の診療なるときは前醫の開始年月日を記載すること。

二 延長診療の場合同一性の疾病に對しては必ず「延長診療」と附記すること。

〔注意〕 療養證明書發行の場合には其の被保険者證を別に保管し、不用意の返還を防ぐこと。

(四) 療養證明書を交付するときは必ず被保険者に左記の注意を爲し置くこと。

一 乙醫の診療が終了し或は自ら受療を中止し又は保險醫を變更するときは、此の療養證明書の返還を求めて必ず返納すべきこと。

二 若し返納せざるときは五十圓以下の罰金又は科料に處せらるることあること。

(五) 甲醫診療の經過中療養證明書を發行したる場合は假令自己の診療する傷病が治癒するも、被保険者より療養證明書の返納なき爲、被保険者證の保管中、更に第二、第三の證明書發行を求められたるときは、療養證明書の「現に療養を爲す傷病名及給付開始年月日」欄に「何傷病何月何日治癒」と備考的に記載すること。

(六) 甲醫療養證明書の返納を受けたるときは、其の給付記録を直に被保険者證に轉記し、「備考」欄に「證明診療」と記載し、「認印」欄には自己の認印を押捺すること。

(七) 返納を受けたる療養証明書は診療録に貼付其の他の方法に依り、甲醫之を保存すること。

〔注意〕 療養証明書を發行したるときは診療報酬請求書の「備考」欄に「証明書發行」の旨と其の通数を記載すること。

二 乙醫の取扱方

(一) 乙醫の診療は療養証明書提出當時の疾病又は負傷及之に因り發したる疾病に限ること。

(二) 療養証明書に依り診療すべき疾病が、慢性症にして既往に健康保険に於て診療を受けたる事實ありたるときは、甲醫に其の當時の給付記録を問合せ、期間満了に注意すること。

(三) 乙醫は診療中療養証明書を保管すること。

(四) 診療終了したるときは診療録に依り、療養証明書の「療養の給付」欄に指定事項の記載及捺印を爲して、被保険者に返還し、遅滞なく甲醫（保険醫變更の場合は變更後の保険醫）に返納する様注意せらるること。

〔注意〕 被保険者勝手に廢療し、療養証明書を放置したる場合は被保険者證の場合と同様に取計ふこと。

(五) 乙醫診療中他の疾病、負傷が併發し、其の診療を必要とする場合は、被保険者をして甲醫に就き、更に療養証明書の發行を請求せしむること。

〔注意〕 證明診療を爲したるときは診療報酬請求書の「備考」欄に「證明診療」と記載すること。

三 保険醫變更の場合の取扱方

(一) 甲醫被保険者より保険醫變更の申出を受けたるときは、被保険者證に指定事項の記載（「終了事由」欄には無論保険醫變更と記載）及捺印を爲すの外、發行したる療養証明書の未だ返納を受けざるものあるときは、之を保管する保険醫の氏名、診療所々在地及發行年月日を「備考」欄又は附箋して記載すること。

乙醫へ念の爲保険醫變更の旨を通知せられたきこと。

(二) 乙醫被保険者より保険醫變更の申出を受けたるときは、療養証明書の「療養の給付」欄に指定事項の記載及捺印を爲して返還の上、甲醫へ返納をなさしめ且甲醫に就き療養証明書の再交付を請求する様指導せらるること。

(三) 甲醫又は乙醫診療中の患者にして入院の必要を認めたる場合の取扱に付ては、其の都道府縣醫師會に照會の上處理せらるるを無難とすべきか。

第三 専業主証明書に依る場合

- (一) 事業主の被保険者資格証明書は被保険者資格取得届出を爲し或は被保険者自身が被保険者證の再交附申請の手續を爲したるも、未だ被保険者證の交付に至らざるに、偶々發病又は負傷したる場合に於て發行する書面にして、一時的有效のものなること。
- (二) 事業主の證明書は一定の要點を記載すべきものにして、口頭、電話若は事務員の名刺に依る紹介は一應謝絶し左に例示するが如き證明書を提出せしむること。

(例示)

證明書

工場所在地、工場名、

被保険者の氏名生年月

右被保険者ハ昭和何年何月何日資格ヲ取得シ昭和何年何月何日届出手續済(昭和何年何月何日被保険者證ノ再交付申請中)ノ者ニ相違無之コトヲ證明ス

昭和何年何月何日

右事業主

氏

名印

- (三) 初診したる月の診療報酬請求書提出期日迄に、被保険者證の提出なき場合に其の診療報酬を請求す

る場合は、事業主證明書を請求書に添附するか又は請求書の「記號番號」欄に「事業主證明」及欄外に「工場名」を記載すればよい。

第四 立會 (共同) 診療

- (一) 療養上必要ある場合に於ては、保険醫は保険者の承認を受けて、他の保険醫の對診を求むることを得ること。
- (二) 診療上「レントゲン」検査又は「レントゲン」治療の必要を認め、其の設備ある他の保険醫に就き透視、撮影又は「レントゲン」治療を委託せんとする場合も、立會診療として承認を要すること。
- (三) 立會診療の必要を認むる場合には、主治保険醫は相談相手の保険醫を指名して、承認申請を爲し、其の承認書を相手の保険醫に提出せしむること。
- (四) 緊急の場合に於ける立會診療〔註〕は、事後遅滞なく之を保険者に報告するのみにて足ること。

〔註〕 診療中の被保険者より、病勢急變に依り往診を求められたるも、保険醫事故ありて之に應ずる能はず、他の保険醫の診療を求めたるが如き場合をも含むものなること。

〔注意〕

- 一 主治保険醫は、診療報酬請求書の「備考」欄に「對診及對診保険醫の氏名」を記載すること。
- 二 對診保険醫は、診療報酬請求書の「備考」欄に「對診」と記載すること。

第五 被保険者資格喪失後の繼續診療

- (一) 被保険者の資格喪失の當時診療を受け、其の後に於ても引續き診療の必要ある者に限り、法定給付期間の残日數あるとき、従前通り診療するものなること。
- (二) 本條該當者は、其の資格喪失（解雇）の旨を保険醫に申出づるものなること。
- (三) 保險者は、好意的に左記の事項を、保険醫に通知せらるるものなること。
 - 一 健康保險法第五十五條該當者の氏名
 - 二 被保險者資格喪失年月日
 - 三 療養の給付を受け得る傷病名が明瞭なるときは其の傷病名

〔注意〕

- 一 資格喪失後新に發生したる傷病は、給付外に付其の診療報酬は一般患者として本人に其の都度請求すること
- 二 法規には「繼續して」と規定せられあるを以て、無斷廢療せりと認めらるゝ場合は、給付を打切るべきものなること。

- 三 本條該當者の勞務不能意見は、従前の業務の種別に依り決定すること。
- 四 診療報酬請求書の「備考」欄に「法第五十五條該當者及資格喪失年月日」を記載すること。

第三節 特別の手續を要する給付

第一 延長給付

- (一) 左記各號の一に該當する場合は、結核性疾病として取扱ふこと。但し此の例示以外のものも勿論包含せらるゝこと。
 - 一 肺結核、喉頭結核、腸結核、骨膜結核、腎臟結核、膀胱結核、結核性腦膜炎、結核性副睾丸炎等。
 - 二 肺炎加答兒、肺浸潤等。
 - 三 肋膜炎、腹膜炎、淋巴腺炎、「カリエス」、痔瘻等にして結核性なりと認めらるるもの。
- 〔注意〕 第三號に該當するものは、申請書の「病名」欄に、必ず「結核性」の三字を冠すること。
- (二) 結核性疾病に因り診療を受くる被保險者にして一定の資格ある者（註）は百八十日の期間を超え通

じて一年（平年なれば三百六十五日）に至る迄繼續して療養の給付を受け得るものなること。

〔註〕 資格要件として、當該疾病に付療養の給付開始日以前百八十日以上引續き被保険者たりし者に限ること。「引續き」とは連續せる義にして、一日たりとも被保険者の資格中斷ある場合は、給付を受くることを得ざるものなること。

（三） 保険醫、診療中の被保険者にして、資格要件を具ふるものと認められたるときは、原則として百八十日の期間満了前（半月前）に、延長診療認定申請書を提出せしむる様指導せられたきこと。但し期間満了後に於ても又受療が中斷することあるも、手續を爲すときは認定を受け得るものなること。

〔注意〕 始め慢性氣管枝カタルにて六月の給付を受けたる上、延長給付を受け得るや否やの時結核性なりとの認定を得れば延長給付を受け得ること。

（四） 保険醫、被保険者より延長診療を求められたるときは、延長診療認定書を提出せしめたる後、診療すること。但し左記各號の一に該當するが如き例外の場合あること。

一（イ） 肺炎加答兒にて療養の給付を受けつゝある期間に於て、療養證明書に依り乙保険醫に就き、脊椎「カリエス」に對しても診療を受くる被保険者の延長診療の認定に付ては、保険者は兩病に對し各別に認定書を交付せざるを以て、乙保険醫は被保険者の申出に依り、延長診療に關し甲保険醫と打

合せを爲し、給付期間に注意すること。

（ロ） 肺炎カタル延長診療中、例へば脊椎カリスに對して療養證明書を發行する場合は、其の「現に診療を爲す傷病名及給付年月日」欄に「延長診療」の旨を必ず附記すること。

二 延長診療を受くる被保険者が、保険醫を變更せんとする場合は認定書の提出を要せざること。即ち被保険者證の記載に依り、其の事實を確認し得れば、變更後の保険醫は之か診療を爲し差支なきこと。随つて前醫は次項の記載例の（二）に従ひ、「延長診療」の旨を「備考」欄に必ず明記すること。

（五） 延長診療に關する被保険者證「療養の給付記録」欄の記載は左の例に依ること。

（一） 昭和十五年三月六日肺浸潤にて初診を受けたる被保険者、九月一日に於て百八十日を經過し、引續き延長診療を受け、翌十六年三月五日延長診療の期間満了したるときは

病名	開始日	終了日	終了事由	備考
肺浸潤	15年3月6日	16年3月5日	期間満了	9月2日より延長診療

（二） 右の被保険者が十二月二日保険醫變更（轉醫）を申出でたるときは

傷病名	開始日	終了日	終了事由	備考
肺炎	15年3月6日	15年12月2日	保険醫變更	9月2日ヨリ延長診療

(三) 次に同被保険者を乙保険醫が十二月三日より診療し延長診療の期間満了したるときは

傷病名	開始日	終了日	終了事由	備考
肺炎	15年12月3日	16年3月5日	期間満了	延長診療

(六) 延長診療の期間満了日は、認定書に記載しあるときは、それに依り、若し記載なきときは十二ヶ月目の月に於て、開始日に應當する日の前日を満了日とし、其の翌日より診療を打切ること。

(七) 延長診療の診療報酬請求書には、其の「備考」欄又は欄外に毎月「延長」と朱書すること。

〔注意〕 保険醫、結核患者にして健康保険療養所に早期収容診療の必要ありと認めたるときは、入所診療承認申請書の提出に關し、被保険者に助力せられたきこと。

第二 世帯員給付（家族診療）

(一) 世帯員給付は現金給付の建前にして、被保険者の世帯員〔註〕の疾病又は負傷の療養に關し、保険者に於て必要ありと認めたる場合に補給金を支給せらるゝものなること。

〔註〕 資格要件として、補給金を受くる事故發生の日以前引續き、一年以上被保険者たる者の世帯員に限ること。

世帯員とは、被保険者と住居及家計を同じくし、専ら被保険者の収入に依つて生活する者を謂ふこと。随つて戸籍上の世帯員たることを必要とせず、又被保険者が必ずしも世帯主たることを要せざること。

(二) 給付の範圍は

- 一 入院に要する費用
- 二 一回十圓以上の處置料若は手術料にして、其の半額が補給金として支給せらるるものなること。

尙此の補給金は、出征又は入營中の被保険者の世帯員の場合にも支給せらるゝこと。

(三) 給付期間（即ち入院）は百八十日にして、結核性疾病に對しては一年なること。

(四) 世帯員診療を受けんとするときは、被保険者の世帯員なる旨を記載したる事業者の證明書を持參す

るを以て、保険醫は其の傷病が世帯員給付に該當するものと認むるときは、被保険者をして承認申請書の用紙を保険者に請求せしめ、指定事項及入院、手術又は處置を必要と認むる意見を記載して交付すること。

〔注意〕 承認手續は事前に爲すを原則とするも緊急の場合は事後速に申請書記載事項及已むを得ざる事由を記載したる届書を提出せしむるものなること。

(五) 保険醫、世帯員より診療を求められたるときは、世帯員診療承認書を提出せしめたる後、診療を爲すこと。

診療を受くる資格あること明かなる者にして已むを得ざる事由に依り、承認書を提出すること能はざるものに付ては、保険醫は診療を爲し、其の事由止みたる後遅滞なく之を提出せしむること。

(六) 左の場合に於ては遅滞なく保険者に通知すること。

- 一 世帯員正當の事由なくして診療に關する指揮に従はざるとき。
- 二 世帯員詐偽其他不正の行爲に依り診療を受け又は受けむとしたるとき。

(七) 診療録は一般診療録と區別して、健康保険被保険者診療録を使用し、世帯員(家族)と朱書すること。

(八) 診療報酬は左記に依り計算し、其の半額は被保険者より直接受領し、残りの半額は被保険者の提出する補給金請求書を翌月七日迄に道府縣醫師會に提出し、保険者に請求すること。

一 拾圓以上の處置料又は手術料は、健康保険診療報酬點數計算規程に基き計算し五十點以上の處置、手術に付一點單價二十錢として計算したる額

二 入院に要したる費用は、入院料日額と其の他の費用額の總額

手術料及一日計六點を超える超過點數に付ては一點の單價金二十錢として計算すること。

補給金請求書の「費用額内譯」の「入院ニ要シタル費用」欄の「其ノ他」の欄には、入院中に行ひたる一回拾圓以下の手術料の外水(一貫匁一點)、酸素吸入(一本五百立十五點ノ割)、特殊内服藥(其都度定む)並處置料、注射料、檢査料、理學的療法料及外傷、火傷の治療料等一日計六點(診療報酬點數計算規程に基き計算したるもの)を超える場合の超過額、看護料等種類別に該當事項を記載すること。但し看護料の全額を本人に於て負擔したる場合其の部分の請求に付ては、本様式に準じ別紙に作成し請求せしむること。

費用額内譯の單價は入院料、看護料等に付ては一日の料金、手術料其の他は一點單價を記載すること。

保険醫に非ざる醫師の診療を受けたる場合又は看護料の全額を本人に於て負擔したる場合若は健康保険法第六十二條第二項又は同施行令第八十七條の三第四項に規定する他の法令の規定に依る療養を受け其の費用を徴收せられたる場合の請求書には受領證明書、其他費用の額に關する證憑書類を添附し本様式の費用額内譯欄には記載を要せざること。

〔注意〕

- 一 初診料は普通料額を被保険者に自辨せしむること。
- 二 看護婦の附添は保険者の承認を要するものなること。

(九) 健康保険被保険者の世帯員が、國民健康保険組合の被保険者なる場合に於ては、此の世帯員給付と國民健康保険組合の給付とを受け得るものなること、此の場合には診療報酬の全額を要せざることゝなるべし。

第三 期間満了後の繼續診療

(一) 期間満了後尙引續き診療を必要とする者に對しては、事業主が扶助すべき義務のある傷病に在りては事業主より、其の他の傷病に在りては本人又は第三者より療養に要する費用の償還に付、保険者に擔保を提供し、其他確實なる方法を定め申請するときは、健康保険の診療を受け得るものなること。

保険醫、引續き相當期間の診療に依り、治癒の見込ある被保険者ありたるときは、此の特典の利用を勤められたきこと。

- (二) 本診療は、承認書を提出せしめたる後、承認書に記載しある給付期間之を爲すこと。
- (三) 本診療に於ては、立會診療の申請は爲し得るも、保険醫の變更は爲し得ざるものなるを以て、若保険醫變更を申出でたるときは保険者に通報すること。
- (四) 本診療中併發したる傷病に對し特に診療を爲したるときは、健康保険に依り、別に診療報酬請求書を提出すること。
- (五) 此の診療に關する診療報酬請求書は、健康保険の同用紙を使用し、「備考」欄に「法第四十八條該當者」と朱書すること。
- (六) 診療報酬は政府管掌の場合には道府縣別の時價に依り、保険者より直接支拂はるゝものなること。

第四節 診療報酬

第一 政府管掌被保険者の診療報酬

昭和十六年度政府對日本醫師會の診療契約に於て定められたる診療報酬額は、左記に依り地方長官より直接保険醫に支拂はるゝものなること。

(一) 入院外診療報酬は毎月八圓十六錢二厘の十二分の一に相當する額に、各月診療費交付率〔註一〕及各道府縣別診療報酬配分率〔註二〕を乗じて、更に其の當該道府縣別前月末日現在の被保險者數を乗じて得た額を、道府縣別毎月入院外診療費總額とし、之を夫々の各道府縣に於ける審査決定點數を以て除して、一點單價を算出し、十八錢に満たざる場合は十八錢とし、二十二錢を超える場合は二十二錢としたる其の保險醫の所屬する道府縣醫師會の一點單價に依り計算の上支拂はるゝこと。

〔註一〕 各月診療費交付率

月別	交付率
十月	一〇・九二二
九月	一〇・〇二四
八月	一〇・〇五二
七月	一〇・一四六
六月	一〇・一六三
五月	一〇・一二七
四月	一〇・〇七〇
計	三二・一
月別	交付率
十月	〇・九五五
九月	〇・九〇〇
八月	〇・八三一
七月	〇・八六〇
六月	〇・九五〇
五月	一・〇〇〇
四月	一・〇〇〇

〔註二〕 道府縣別診療報酬配分率

道府縣別	配分率
北海道	九三・一七
青森道	一〇〇・〇四
岩手道	八六・三三
宮城道	九二・四〇
秋田道	九三・〇五
山形道	九〇・七四
福島道	九九・六〇
茨城道	九四・四六
栃木道	一〇二・〇八
群馬道	八六・〇三
埼玉道	九三・二八
千葉県	一一四・八一
東京都	九九・八三
神奈川県	一〇二・二六
新潟道	九一・〇六
滋賀道	九一・四九
京都府	九七・七九
大阪府	一一〇・二五
兵庫県	一一六・二〇
奈良道	九一・八七
和歌山道	九〇・九二
鳥取道	一三九・二八
島根道	九二・九一
岡山道	八七・〇八
広島道	九八・〇二
山口道	一一八・三七
徳島道	九六・七六
香川県	一一〇・七四
愛媛道	八六・三一
高知県	九〇・六三

宮山	九四・〇三	福岡	一一・〇三
石川	八五・八三	佐賀	一一四・七三
福井	八六・〇七	長崎	一二〇・八七
山梨	八一・六一	熊本	九六・二五
長野	九〇・八五	大分	九〇・八九
岐阜	八七・〇六	宮崎	七九・三〇
静岡	八八・七五	鹿島	一〇二・一四
愛知	八〇・七九	沖繩	一二八・三八
三重	八二・八七	平均	一〇〇・〇〇

(三) 入院診療に要する費用

- 一 入院診療に要する費用は、入院外診療報酬とは別途に支拂はるゝものなること。
- 二 入院料日額は地方的事情を考慮し、都市及地方別に區別して、左記の通定められたること。

日額	三圓	二圓七十錢	二圓五十錢
特殊入院〔註一〕	二圓四十錢	二圓二十錢	二圓
東京市	東京市	廣島市、吳市、福岡市	

地 域	地 域	地 域
横濱市	下關市、門司市、小倉市	その他の市町村
名古屋市	八幡市、若松市、戸畑市	(北海道に在りては冬期
京都市	八王子市、立川市、川崎市	〔註二〕薪炭料として金二
大阪市	横須賀市、堺市、岸和田市	十錢増を認むること)
神戸市	豊中市、布施市、池田市	
	吹田市、芦屋市、尼ヶ崎市	
	西宮市、明石市、姫路市	

〔註一〕 特殊入院の範圍

- イ 精神病患者 但し精神病醫院に收容する精神病患者に適用のこと。
- ロ 痔疾患者 但し非觀血的療法に依る治療を目的とする病醫院に收容せる痔疾患者に適用のこと。
- ハ 骨傷患者 但し整骨を標榜する病醫院に收容せる骨傷患者に適用のこと。

〔註二〕 冬期とは十一月より翌年四月迄を謂ふこと。

〔註三〕 昭和十七年度より左記は入院料以外に請求し得ること。

- イ 手術料(點數計算規程に依る)
- ロ 精神病特殊療法料、ラヂウム療法料及十二指陽蝕、縫合器除並にレントゲン深部療法を目的として入院の場合に於ける上記療法料(點數計算規程に依る)

三 入院中の水(一貫匁一點) 酸素吸入(一本五百立十五點の割) 特殊内服藥(其の都度定む) は入院

中に於ける處置料、注射料、検査料、理學的療法料及外傷、火傷の治療料（點數計算規程に依る）と共に一日計六點を超える場合其の超過額を入院料以外に請求し得ること。

(三) 診療報酬受領方法は左記に依ること。

- 一 廳府縣廳所在地の保険醫は總て左の書面を道府縣醫師會を経て地方長官に提出すること。従つて郵便局拂は認められざることが原則なること。

保險給付費ノ受領方ヲ何々銀行（何々支店）ニ委任スルノ書狀

拙者名義ヲ以テ受領スベキ健康保險及職員健康保險、船員保險ノ各保險給付費ノ受領方ニ關シ一切ノ權限ヲ何々銀行（何々支店）ニ委任致候間同行ヲシテ左記銀行へ拂込マシムル様御取計相成度
 追而取引銀行又ハ當座名義人變更ノ節ハ其ノ都度御届可致届出ノ遲滞ニ依リ損害ヲ受クルコトアルモ貴廳及何々銀行（何々支店）ニ對シ何等御迷惑ヲ掛ケ申間敷候
 一、取引銀行名 名義人ガ預金當座ヲ有スル銀行ノ本支店出張所等ヲ正確ニ記入スルコト
 一、特別當座預金又ハ當座預金ノ別 （特別當座ニ在リテハ其ノ記號番號ヲ記入スルコト）
 一、名義人氏名
 昭和何年何月何日

右住所

氏

名印

知事殿

右書狀は記載事項を變更せざる限り、保険醫たる間有效のものとして取扱はれるものなること。

〔注意〕

保險醫取引銀行を有せざるときは、日本銀行又は其の支店に於て受領せざるべからざるを以て、成るべく最寄の銀行に口座を設くるを可とすること。

- 二 日本銀行（支店）所在地外の市町村在住の保険醫は取引銀行を指定し、前項の書狀を提出すること。
- 三 取引銀行を有せざる町村在住の保険醫に限り郵便局の支拂通知書に依り、郵便局を経て受領し得ること。

第二 健康保險組合被保險者の診療報酬

社團法人健康保險組合聯合會對日本醫師會の申合に依り、各組合と日本醫師會との間に於ける契約様式及單價は左記に據るものなること。

- 一 定額式は事務費を含み一點單價二十錢とすること。
- 二 時價式は政府管掌の時價に依ること。但し政府支拂の前月分時價に依ること。
- 三 人頭式は入院別拂とし、前年度被保險者一人當診療所要點數に其の三分を加算したるものに、一點

單價金十八錢を乗じたる額を標準とすること。但し組合の經濟狀況を考慮すること。

- 四 入院に關する費用の計算に付ては政府の例に依ること。
- 五 世帯員診療の契約様式は政府と日本醫師會との契約に準ずること。
- 六 診療報酬は道府縣醫師會を経て支拂はるること。

第五節 助産手當 (政府管掌の被保險者に限る)

(一) 尋常分娩の助産は、原則として産婆に於て之を行ふべきものなるも、保險醫は緊急の場合其他已むを得ざる場合には之を爲さざるべからざるものなること。この場合に於て右を助産の手當として取扱ふことに健康保險助産手當取扱規程の定めある廳府縣に於てはこれに依ることとし、その他は之に要したる費用は被保險者の負擔たること。

(二) 右に依り保險醫に於て尋常分娩に對する助産手當を行ふ場合(緊急の場合を除く)は、保險醫に就き助産手當を受くることに關し、保險者の承認あることを要すべきこと。

緊急の場合に於ては、事後「緊急の必要ありて保險醫に於て分娩介助を爲したる」旨の届出を要する

こと。

(三) 保險醫、被保險者として助産手當を受くる資格に疑を生じたる場合は、助産手當受給資格證明書の提示を要求し得るものなること。

(四) 尋常分娩に對し保險醫が助産の手當を爲したる場合の報酬に付ては、保險醫診療所々在地の廳府縣に於て健康保險助産手當取扱規程の定めるときは、助産手當報酬請求書は地方長官宛とし道府縣醫師會に提出すること。

右規程の定なき場合に於ける報酬は、被保險者に對し慣行料金を請求すべきものなること。

(五) 醫師の手當を必要とする異常分娩を保險醫が取扱ひたる場合の報酬は、總て療養の給付として請求すること。

(六) 異常分娩と疾病と競合せる場合の處置、手術は療養の給付として請求すること。但し尋常分娩と疾病と競合せる場合の分娩に對する助産手當に付ては第四項に依るものなること。

第一面

第 號

被 保 險 者 證

男 女 年 月 日 生

昭 和 年 月 日 資 格 取 得

業 務 / 種 別

部

工 場 / 名 稱

工 場 / 所 在 地

昭 和 年 月 日 交 付

保 險 者 名

自 署	住 所	氏 名

第二面

療 養 給 付 記 錄 (其ノ一)

傷 病 名	開始日	終了日	終了事由	備 考	認 印

第三面

療養給付記録(其ノ二)

傷病名	開始日	終了日	終了事由	備考	認印

第四面

二 三 四 五 六 七 八 九

此の證は健康保険の被保険者であるといふ證であるから大切に持つてなければなりません。療養を受けるときは此の證を醫師や歯科醫師に渡さなければなりません。醫師や歯科醫師は療養を終る迄此の證を預つてゐます。萬一其の間に他の病氣や負傷の爲に他の醫師や歯科醫師から療養を受けなければならぬときは此の證を渡してある醫師や歯科醫師に其の手續をお聞きなさい。療養は同一の疾病や負傷に付いて受給開始日から百八十日を過ぎたならばその疾病や負傷に付いてその後療養を受けられません。被保険者の資格がなくなつたときは五日以内に此の證を事業主に返へさねばなりません。しかし資格がなくなつても引續き給付を受けてゐる者は其の給付を受けなくなつてから五日以内に此の證を直接組合に返すことになつてゐます。右の期間に事業主や組合に此の證を返さない者は五十圓以下の罰金か料金の處分を受けます。被保険者の資格がなくなつた者は此の證を持つてゐても療養を受けられません。嘘を言つて療養を受けた者は詐欺罪として十年以下の懲役の處分を受けます。此の證に記載補がなくなつたり此の證が毀損したときは直に組合に差出して代りの證を受けなければなりません。また此の證が滅失したときは直に組合に届けなければなりません。此の證の第一面に書いてある事項が變つたならば直に事業主に差出して訂正して貰ひなさい。此の證の「自署」と書いてある欄には自分の住所と氏名とを自分で書きなさい。若し書くことができなければ他人に書いて貰つて捺印を押しなさい。尙此の欄に書いた住所や氏名が變つたならば直に訂正しなさい。

被保險者氏名 (組合名)	記號番號
本證明書ヲ受領シタル 保險醫(保險齒科醫師)	氏名
發行昭和 年 月 日	

別業代用	被保險者業務ノ種別
------	-----------

No. 療養證明書

被保險者證ノ記號及番						
被 保 險 者	(氏 名)					
	(男女別)	(生年月)				
	(住 所)					
工場又ハ事業場	(名 稱)					
	(所在地)					
現ニ療養ヲ爲ス傷病名及給付開始年月日						
發行年月日						
發 行 者	府縣 郡市區 町村 番地					
	(署名捺印) 健康保險醫					
本證明書ニ依リテ爲シタル	傷病名	開始日	終了日	終了事由	備考	認印

見意ノ師醫科齒ハ又師醫	初診シタル年月日	昭和 年 月 日
	入院所要見込期間	昭和 年 月 日
處置、手術ノ種類	費用見積額	昭和 年 月 日
	入院ニ要スル費用	昭和 年 月 日
現症及診療ヲ必要トスル事由	一 回 十 圓 以 上 ノ 處 置 料 若 ハ 手 術 料	昭和 年 月 日
	手 術 料	昭和 年 月 日
※ 延長診療ナルトキハ結核性疾病ト認めタル主症トシテ其ノ經過ノ概要	其ノ他	昭和 年 月 日
	入院料	昭和 年 月 日
昭和 年 月 日	計	昭和 年 月 日
	所診在療地	昭和 年 月 日
保 險 醫 氏 名 印	費用見積額	昭和 年 月 日
	費用見積額	昭和 年 月 日

世帯員診療承認申請書 (健康保險法施行規則第五十六條一四三)

專ラ被保險者ニ依リ生計ヲ維持セラシムル世帯員タルコトヲ證明スル事業主ノ證明 診療ヲ受ケントスル醫師又ハ齒科醫師ノ氏名及住所 診療ヲ受ケントスル醫師又ハ齒科醫師ガ保險醫ニ非ザルトキハ其ノ事由 看護ヲ必要ト認メタル醫師ノ意見	看護ニ要スル日數 費用見積額内譯計	事業主ノ住所氏名印
---	----------------------	-----------

右及申請候也

昭和 年 月 日

被保險者 住所 氏 名印

注意 一、費用見積額欄ノ入院ニ要スル費用「其ノ他」欄ニハ入院中ニ於ケル「一回十圓以上ノ處置料若ハ手術料」以外ノ「手術料」、「處置料」、「注射料」、「検査料」、「理學的療法又ハ外傷火傷ノ治療料等ガ一日計六點（日本醫師會健康保險診療報酬點數計算規程ニ基キ計算シタルモノ）」ヲ超ニル場合ノ超過額「看護料」等ノ見積額ノ合計ヲ記載スルコト

二、延長診療以外ノ場合ハ標題ノ「延長診療」ノ文字ヲ抹消シ醫師又ハ齒科醫師ノ意見欄ノ捺印欄ハ記載セザルコト

健四 補給金請求書

被保險者證ノ記號及番號	診療ヲ受ケタル氏名	傷病	発病又ハ負傷ノ年月日	昭和 年 月 日	承認年月日	昭和 年 月 日
診療内容	入院期間	診療ノ種類	診療ノ場所	昭和 年 月 日	日ヨリ	日間
診療ヲ受ケタル醫師又ハ齒科醫師ノ氏名及住所	診察手続ノ種類	診療ノ種類	診療ノ場所	昭和 年 月 日	日ヨリ	日間

右ニ依リ補給金 圓 銭請求候也

被保險者ノ住所氏名印

費用内訳		種類・単價・期間又ハ回数	金額
入院ニ要スル費用	入院料		
一回十圓以上ノ處置料又ハ手術料	其ノ他		
合計	手術料		

右補給金ノ受領ヲ委任

被保險者ノ住所氏名印

期間満了日早見表

(日本醫師會健康保險部)

二四三

健

一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31

注意
上欄の月は診察開始月を示す。以下に同じ。九月初二日後なる。と
其年の数字は満了日の到達する月で七月期中の○は翌年の一月を示す。以下に同じ。九月初二日後なる。と
其年の数字は満了日の到達する月で七月期中の○は翌年の一月を示す。以下に同じ。九月初二日後なる。と
其年の数字は満了日の到達する月で七月期中の○は翌年の一月を示す。以下に同じ。九月初二日後なる。と

健六

保険醫の助産手當受給承認申請書

被保険者氏名	生年月日	年	月	日
記 号 香 號	工場又ハ事業場 ノ名称及所在地	年	月	日
初診年月日	助産手當ヲ開 始シタル年月日	年	月	日
入院所要日數	費用見積額	手術料	點	圓
處置ノ種別	其ノ他	點	圓	錢
現症及助産手 當受給ヲ必要 トスル理由	費用見積額	點	圓	錢
診察所所在地	官公立病院醫師	住 所 氏 名 印	住 所 氏 名 印	
意 見	保 險 產 婆	住 所 氏 名 印	住 所 氏 名 印	
助産手當ヲ受ケ タキ希望ノ保險醫 所在地	右ニ依リ助産手當相 受度候條御承認相成 度及申請候也	被 保 險 者 住 所 氏 名 印	被 保 險 者 住 所 氏 名 印	
昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	昭 和 年 月 日	

二四三

保險醫ノ助産手當受給届(緊急ナリシ場合)										
被保險者證 工場又ハ事業場 ノ名	記號	第	號	被保險者氏名 及生年月日	年	月	日生	費用見積額	入院料	手術料
助産手當ヲ開始 シタル年月日	年	月	日	工場又ハ事業場 ノ所在地				入院料	手術料	其ノ他
入院所要日數				費用見積額				入院料	手術料	其ノ他
處置ノ種別				其ノ他				點	點	點
現症及助産手當 受給ヲ必要トシ タル事由										
診察所所在地	昭和	年	月	日	官公立病院醫師					
保險產婆ノ意見					住所氏名印					
保險醫ノ助産手 當ヲ受クルコト緊 急ナリシ事由										
右及御届候也	昭和	年	月	日	被保險者 住所氏名印					

注意 他ノ地方長官ノ指定シタル保險醫ニ就キ助産ノ手當ヲ受ケタル場合ニハ題名ニ管轄區域外ノ文字ヲ挿入
スルコト

保險醫ノ助産手當報酬請求書

助産手當報酬 請求額	金額	圓	錢	分	被保險者ノ 氏名	生兒ノ性別及體重	男	女	瓦
記號	第	號							
初診年月日	昭和	年	月	日					
分娩及點眼年月日	昭和	年	月	日	分娩ノ種類	正産、死産、 異狀分娩、 早産、流産			月
手當完了年月日	昭和	年	月	日	多胎分娩ノ場合 胎兒數	胎兒數			摘
報酬請求内譯	初診料	點			回數又ハ日數	點	點	點	點
	往診料	點							
	處置料	點							
	手術料	點							
	入院料	點							
	其他料	點							
計	點								
右及請求候也	昭和	年	月	日	診療所々在地 保險醫氏名印				

備考 一、緊急ニ依ル通常分娩ノ助産手當ナル場合ハ報酬請求内譯記載スルニ及バズ

第五章 職員健康保険

〔注意〕 本章に記載なき事項に付ては第三章を参照せられたし。

- (一) 職員健康保険法は主として都市に於ける商店、會社、銀行、事務所等の従業員にして筋肉労働を主とせざる勞務に従事する者を被保險者と爲し、其の疾病、負傷、分娩及死亡に關し保險給付を爲すを目的とするものなること。
- (二) 保險者は政府及職員健康保險組合なること。
- (三) 本保險には健康保險に於けるが如き療養證明書の發行及立會診療の申請を要せざるものなること。

第一節 療養費及傷病手當金の支給

- (一) 療養費は「同一の疾病又は負傷及之に因り發したる疾病」に關し、療養の開始日より起算し、六月

を經過したる後の療養に付ては之を支給せざるものなること。但し結核性疾病に關しては保險者の承認に依り、此の期間を超え尙六月以内の療養に付繼續して療養費を支給せられ得るものなること。

療養費の支給期間は曆に従ひ計算するものにして、月の始より期間を計算せざるときは、其の期間は最後の六月目の月に於て、其の開始日に應當する日の前日を以て満了日とすること。但し最後の月が二月に當る場合に於て應當日なきときは、其の末日を満了日とすること。

療養費は療養に要する費用の十分の八相當額を支給せられ、其の十分の二は被保險者の負擔するものなること。

- (二) 傷病手當金は療養の爲引續き勞務に服すること能はざるときは勞務不能に至りたる日より起算し、三月の待期を經過したる日より一日に付報酬日額の百分の五十相當額（減額支給の場合あり）を支給せらるるものなること。但し日給を受くる被保險者に付ては、勞務不能に至りたる日より起算し、十日の待期を經過したる日より支給せらるるものなること。

傷病手當金の支給期間は同一の疾病又は負傷及之に因り發したる疾病に關しては三月を以て限度とせらるるものなること。但し日給を受くる被保險者に付ては六月を以て限度とせらるるものなること。傷病手當金は療養費の支給期間を經過するに至りたるときは、之を支給せられざるものなること。

第二節 被保険者診療の手續

第一 被保険者証に依る場合

- (一) 被保険者、診療を受け又は薬剤を請求せんとするときは其の都度、保険醫に被保険者証を提示し自己の負擔たる診療報酬の一部を支拂ふものなること。
- (二) 保険醫、被保険者証の提示を受けたるときは、診療又は投薬を爲し診療報酬の一部負擔額を受領の上所定事項を記載し、被保険者に返付すること。
- (三) 被保険者証「療養記録」欄の各欄の記載は、左記に依ること。
 - 一 「傷病名」欄 番號と傷病名を記載すること。
 - 二 「開始日」欄 診療を開始したる年月日を記載すること。
 - 三 「終了日」欄 治癒、期間滿了又は死亡等に因り、診療を終りたる年月日を記載すること。
 - 四 「終了事由」欄 治癒期間滿了又は死亡等の別を記載すること。

保険醫變更の場合には、最後の診療に當りたる保険醫に於て (三) 及 (四) を記載すること。

- 五 「傷病番號」欄 當該傷病名を記載したる「傷病名」欄の番號を記載すること。
- 六 「診察又は調劑の日」欄 診察、薬剤若は治療材料の支給又は處置、手術其の他の治療を爲したる年月日を記載すること。但し診療又は投薬の日が二日以上に亘りたる場合に在りては便宜二欄に誇り「年月日より」「年月日まで」と一括して之が記載を爲し其の間の日に付ては省略するも妨げなきこと。
- 入院診療の場合は、入院及退院の年月日を記載し、其の間の日の記載を省略するも差支なきこと。
- 七 「被保険者支拂額」欄 被保険者の負擔すべき金額として、支拂を受けたる其の日の診療報酬總額の二割相當金額 (註) を記載すること。但し六の但書の場合は其の期間中に被保険者より支拂ありたる合計額を記載すること。

〔註〕

- イ 一部負擔金は一點單價二十錢の二割を以て計上し、之を請取りたる後記載すること。
- ロ 一部負擔金の不拂者ありたるときは、保險者に申出で、其の支拂に關し助力を求めらるゝこと。

〔注意〕

- (一) 被保険者より收受したる一部負擔金は審査に依り影響を受くることなきものなるも、過誤又は不當の請求を爲したる點數に付減點を受けたる場合は、それに相當する一部負擔額は返付を要すること。

(二) 点数に幅のあるものにして其の請求が最低點に依らざるときは其の理由を記載すべきものなること。
(三) 患者誘致の手段として、故意に一部負擔金を受領せざる場合は不當事象として取扱はるることあること。

八 「認印」欄 本事項の記載を爲したる保険醫に於て捺印すること。

九 投薬を爲したる場合に於ては、其の投薬日数を「備考」欄に記載すること。

入院の診療の場合に於ては、入院又は退院の旨を「備考」欄に記載すること。

附

任意繼續被保険者、即ち職員健康保険法第二十七條の規定に依る被保険者に對して交付せらるる被保険者證は、事務所の名稱及所在地を抹消し、且表紙の内面の餘白に、「法第二十七條の規定に依る被保険者なる旨、並に其の住所及資格喪失豫定年月日（引續き被保険者となりたる日より六月を経過したる日）」を朱書しあること。

本條該當被保険者（註）と雖も他の被保険者と異なる所無く職員健康保険の診療を受け得るものなること。

〔註〕 資格要件として資格喪失の日前二月以上引續き被保険者たりしものに限ること。

此の任意繼續被保険者も、職員健康保険法第五十六條（資格喪失後の診療）の適用を受け得るもの

なること。

第二 事業主證明書に依る場合

(一) 事業主の被保険者資格證明書は健康保険と同様有效なること。

(二) 事業主證明書に依る診療にして、被保険者證を提示する迄は、一部負擔金に對し假領收證を交付し被保険者證を提示の上記載すること。

(三) 事業主證明書に依る診療中、被保険者證を提示せざるまま來院せざるときは、其の旨を診療録に記載し置くこと。

第三 被保険者資格喪失後の繼續診療

(一) 被保険者の資格喪失後繼續して診療を受け得る者は、資格喪失の日以前六月以上引續き被保険者たりし者に限ること。

(二) 本條該當者は健康保険と異なり保険者に於て其の被保険者證に「繼續して給付を受け得る旨及必要あるときは受診し得る期間」をも併記したるものを提示するものなること。

(三) 資格喪失の日以後發生したる傷病、無斷廢療の場合又は勞務不能の意見等に關しては健康保險を參照すること。

第三節 特別の手續を要する給付

第一 延長給付

- (一) 延長給付に關する被保險者の資格要件は、療養費の支給を始めたる日前六月以上引續き被保險者たりし者に限ること。
- (二) 延長給付期間は六月以上一年以内なること。
- (三) 認定書は診療又は請藥の都度、被保險者證と共に提示するものなること。
- (四) 診療取扱は職員健康保險に依るの外、健康保險の延長給付と同様なること。

第二 世帯員給付(家族診療)

- (一) 世帯員給付は入院又は一回十圓以上の處置、手術にして被保險者及世帯員の資格要件並に其の取扱は健康保險の世帯員給付と同様なること。
- (二) 承認書は保險醫に提示するものなること。
- (三) 診療報酬は特に定めたる補給金請求書(二六四頁)を使用し其の注意に従ひて記載し請求すること。

第四節 診療報酬

- (一) 職員健康保險は療養費支給の建前にして、其の診療報酬は政府及職員健康保險組合共に左の如し。
 - 一 健康保險診療報酬點數計算規程に依り一點單價金貳拾錢として診療報酬を計算すること。
 - 二 診療報酬全額の二割相當額は、診療又は投藥の都度診療所の窓口にて被保險者より受領すること。残りの八割相當額は
 - イ 政府管掌被保險者の分は地方長官より直接に支拂はれ
 - ロ 組合管掌被保險者の分は道府縣醫師會より送金せらるるものなること。
 - 三 入院料及入院に要したる費用額は、健康保險を參照し第二號に準じ取扱ふこと。

(二) 地域的特別點數 職員健康保險に於ては左記の都市に限り内服藥及手術料の割増を請求し得ること。

診療報酬點數計算規程別表の内服藥(一劑一日分)は、附記

(一)の都市に於ては一點二分

(二)の都市に於ては一點一分

附記

廳府縣

(一)ノ都市

(二)ノ都市

警視廳

東京市

八王子市、立川市、

神奈川縣

横浜市

川崎市、横須賀市、

大阪府

大阪府

堺市、岸和田市、豊中市、布施市、吹田市、池田市

兵庫縣

神戸市

姫路市、尼ヶ崎市、西宮市、明石市、蘆屋市、

京都府

京都市

廣島縣

廣島市、吳市、

山口縣

下關市、

福岡縣

福岡市、門司市、小倉市、八幡市、若松市、戸畑市、

(三) 内服藥(分服藥)に關する療養費の額及一部負擔額は左記の通り取扱はるべきに付、他の診療報酬と一括して診療報酬の支拂を受くる場合に於ては必ず内服藥に對する一部負擔額と其の他の點數に對する一部負擔額とは別々に計算の上之を合算したる額を請求すること。

診療報酬

點數

診療報酬

療養費の額

一部負擔額

内服藥 一劑一日分 一點二分

一點二分

二十四錢

十九錢

五錢

手術料 (内服藥に付ての取扱に準ず)

一點二分

二十二錢

十七錢

五錢

自	署
所住	名氏

注 意 事 項

- 一 保険醫に就き診療を受け又は保険薬剤師に就き薬剤を受けるときは必ず此の證を保険醫又は保険薬剤師に提示して必要事項の記載を受けて下さい。
- 二 同一の疾病又は負傷に付ては受診開始日から六月を過ぎるとその後の療養に付ての療養費を受けられません。
- 三 被保険者の資格がなくなつたとき又は轉勤したときは遅滞なく此の證を事業主に返さなければなりません。併し資格がなくなつても引續き療養費を受ける

- 四 詐つて此の證で療養を受けた者は詐欺罪として十年以下の懲役の處分を受けます。
- 五 此の證の記載欄の餘白がなくなつたり此の證が毀損したりしたときは直に道府縣廳(東京府では警視廳)又は廳府縣出張所に差出して再交付を受けて下さい。又此の證を滅失したときは直にその旨を届出でて再交付を受けて下さい。
- 六 此の證の表紙の内面の記載事項に変更があつた場合には直に事業主に差出して訂正を受けて下さい。
- 七 「自署」欄には自分の住所と氏名とを被保険者自身で書いて下さい。尙変更があつた場合には直に訂正して下さい。

記 號	香 號		
被保險者 ノ氏名			
生年月	年	月	男女 別 男女
資格取得 年月日	昭 和	年	月 日
事 業 所	名 稱		
	所在地		
保 險 者 名			
昭 和 年 月 日 交 付			

二五九

療 養 記 録

傷 病 名	開 始 日	終 了 日	終了事由
①	年 月 日	年 月 日	
②	年 月 日	年 月 日	
③	年 月 日	年 月 日	

傷病 番 號	診 療 又 調 劑 ノ 日	被保險者 支 拂 額	備 考	認 印
	年 月 日	圓		
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			
	年 月 日			

此ノ記録欄八十二頁アリ

二五八

第六章 船員 保険

〔注意〕 本章に記載なき事項に付ては第三章を参照せられたし。

- (一) 船員保険は海運業に従事する海上生活者を対象とし、被保険者又は被保険者たりし者の疾病、負傷、老齢、廢疾、脱退又は死亡に關し保険給付を爲すを目的とするものなること。
- (二) 船員保険は政府之を管掌するものなること。

第一節 療養の給付及傷病手當金の支給

- (一) 被保険者又は被保険者たりし者の疾病又は負傷に關して療養の給付を爲すものなること。但し被保険者の資格喪失前の疾病又は負傷に因り發したる疾病に限るものなること。
- (二) 療養の給付（傷病手當金の支給）は船舶所有者の扶助を受くることを得べき疾病負傷に付ては其の

- 扶助を受くることを得べき期間（資格喪失の日より三月）経過の日の翌日より開始せらるゝものなること
- (三) 被保険者たりし者療養の爲勞務不能のときは、其の期間傷病手當金として、一日に付、被保険者資格喪失當時の報酬日額の百分の六十相當額を支給せらるゝものなること。
- (四) 療養の給付及傷病手當金の支給は「同一の疾病又は負傷及之に因り發したる疾病」に付、其の保険給付を始めたる日より起算し、六月を経過したるときは、之を爲さざるものなること。
結核性疾病に關しては保険者の承認に依り前項の期間を超え尙六月以内繼續して療養の給付を受くることを得るものなること。
- (五) 傷病手當金は其の支給期間を経過せざるときと雖も、療養の給付期間の満了と同時に打切らるるものなること。

第二節 診療の手續

第一 被保険者と被保険者たりし者

(一) 被保険者は船員法の規定に依り船舶所有者の扶助の義務なき疾病負傷に關し而も船中以外に在る場合に療養の給付のみを受け得るものなること。

(二) 被保険者たりし者とは被保険者の資格喪失後即ち下船して陸上の醫師に受療し休養するものを謂ふ而して船員保険に於て給付を爲す場合は主として被保険者たりし者に對する給付なること。

船員保険に於ける療養の給付は、被保険者の資格喪失前に罹りたる疾病又は負傷及之に因り發したる疾病に限るものなること。

従つて療養の給付は被保険者として給付を受くる者が下船受療の場合の外は、送還其他特別の事由なき限り

一 船舶所有者の扶助を受くることを得べきものは其の扶助を受くることを得べき期間を經過したる日
後十日以内(地方長官交付の診療券のもの)

二 船舶所有者の扶助を受くることを得ざる者が、被保険者たりし期間に療養の給付を受けざりし場合に於ては資格喪失の日後(下船の日の翌日より)十日以内(船舶所有者交付の診療券のもの)に受療を開始せざるときは爾後給付を受くることを得ざるものなること。

受療遅延の場合被保険者より其の事由を申出でたるときは、保険醫は適正に取扱ふべきこと。

〔注意〕 年報酬千八百圓を超える船舶職員(船長一、二、三等運轉士、機関長及一、二、三等機関士)及船舶職員に準ずる職務に在る者(事務長、醫師、無線通信士、通譯、船舶職員以外の運轉士又は機関士で海技免狀を有するもの漁船に乗組む砲手で海技免狀を有するもの)等の高級船員は大體に於て受療資格なきものなるを以て船舶所有者から交付する診療券を提示したる場合は一應訊したる上で取扱はれたきこと。

第二 診療券

被保険者と被保険者たりし者とは診療券及其の取扱を異にすること。

第一 被保険者の場合

(一) 被保険者は船舶所有者(多くは代理者船長) 交付の診療券及船員手帳〔陸〕を提示するものなること。

診療券第二面の最終の欄に、管海官廳の證明の記載なきものは受療資格無きものなるを以て給付を爲さざること。

診療報酬請求書(一九九頁)に記載を要する診療券の各欄の記載事項は初診の際必ず洩れなく診療録に轉記すること。尙診療券に療養費の支給開始年月日の記載ありたる場合亦同じ。

〔註〕 船員手帳の「官廳記事」欄には船長又は船舶所有者が診療券交付の年月日及傷病名若しは傷病名の不詳なるときは不詳の旨を記載し記名捺印しあること。

(二) 診療を爲したるときは診療記録(其ノ一)若しは(其ノ二)に、左記に従ひ記載の上、船員手帳と共に返付すること。

一 疾病又は負傷に付、初て診療を爲したる保険醫に於て其の診療の結果、第三面の「傷病」欄の「傷病名」欄に記載しある傷病名が不正確なるとき又は不詳として症状を記載しあるときは、其の正しき傷病名を、診療記録(其ノ一)の「傷病名ニ關スル事項」欄に記載し、且其の他の所定欄にも夫々記載し捺印すること。

若し、疾病又は負傷に因り發したる疾病に付診療を爲したるときは「續發」と附記して、其の病名及自己の氏名を「傷病名に關する事項」欄に記載すること。

二 第一號の記載を要せざるときは診療記録(其ノ二)の各欄に夫々記載し捺印すること。

(三) 第二回以後の診療の場合、診療券の提示あるとも何等の記載を要せざること。

(四) 診療券は一傷病毎に一通を發行せらるるものなるを以て、當該傷病及之に因り發したる疾病に對してのみ有效なるものなること。

第二 被保險者たりし者の場合

(一) 被保險者たりし者が提出する診療券及之と同效の書面は、左の如し

一 地方長官交付の診療券。

二 船舶所有者(船長)交付の診療券 には其の「備考」欄に被保險者の資格喪失したる旨及其の年月日を記載しあること。

三 診療所入院承認書。

(二) 保険醫は被保險者の場合と異なり、前項の書面は一時預り置きて

一 地方長官交付の診療券に在りては*印欄に初診年月日を記載し

二 船舶所有者(船長)交付の診療券、診療所入院承認書は何等の記載を要せず其のまま。

第一回分の診療報酬請求書に必ず添附して提出すること。

(三) 被保險者の資格喪失後に發したる疾病又は負傷に關しては、療養の給付を爲さざるものなること。

第三 取扱の特殊なる事項

(一) 一回の費用貳拾圓を超ゆる處置、手術に關する地方長官の承認は船員保險に於ては之を要せざるも

のなること。

(二) 保険醫變更の場合は地方長官より再交付の診療券〔註〕を提出するものなること。

〔註〕 此の場合に於ける診療券には給付年月日及再交付の旨を「備考」欄に附記しあること。

(三) 入院承認を受けたるものが其の豫定の診療所に入院すること能はざるときは他の診療所に入院し得るものなること。

第四 延長給付

延長給付は六月以内繼續して療養の給付を爲すものなること。

資格要件は其の給付開始日前一年（船舶所有者より扶助又は手當の支給を受くることを得べき期間經過後保険給付開始のものなるときは一年三月）以内に於て六月間引續き被保険者たりし者に限ること。

第五 處方箋の交付

第三章の處方箋に關する注意の外、必ず左記の事項を記載すること。

一 「船員保険の被保険者又は被保険者たりし者」なる旨を記載し其の箇所に捺印すること。

二 乗組む船舶（被保険者たりし者なるときは最後に被保険者たりし當時乗組みたる船舶）の名稱及船舶所有者の氏名。

三 外地の被保険者及は被保険者たりし者なるときは朝鮮、臺灣又は關東州の別。

第六 外地關係者の取扱

朝鮮、臺灣又は關東州の被保険者又は被保険者たりし者にして、内地に碇泊中若は療養の爲歸郷中の者は内地の被保険者又は被保険者たりし者同様に診療を爲すべきものなること。

第三節 診療報酬

(一) 船員保険は被保険者の一部負擔なきこと。

(二) 入院料は健康保険と同額、外來診療報酬は一點單價二十錢の割を以て地方長官より支拂はるるものなること。

(三) 診療報酬請求書（一九九頁、外來と入院兼用）は特に定められたる用紙を使用すること。（當分は

健康保険の同用紙を利用すること)

診療報酬請求書の記載に關し注意すべき點は左の如し。

- 一 被保険者たりし者には「船舶所有者」欄の「所在地又は住所」欄に其の住所を記載すること。
- 二 地方長官交付の診療券に依る診療の場合は「船舶所有者扶助の有無」欄の「有」欄に扶助義務の終了年月日を、船舶所有者交付の診療券に依る診療の場合は「無欄に證明管海官廳名を記載すること。
- 三 處方箋を交付したるときは「處方箋文付」及其の使用期間並日数を「備考」欄に記載すること。
- 四 外地の被保険者又は被保険者たりし者には朝鮮、臺灣又は關東州の別を「備考」欄に記載すること。

診療記録 (其ノ二)

初診年月日		昭和 年	月	日	保險醫ノ診療所在地及氏名並ニ印
年	日				

(内地) 船員保險診療券

注・意

- (1) この診療券はこれに書いてある傷病について六箇月を以て有効のもので初めて診療を受けた日から六箇月を過ぎておとす。この傷病について診療を受けたら被保険者は初めこの傷病について診療を受けられぬ。
- (2) 被保険者は保險醫に就いて診療を受けるときは、この場合診療を保險醫に提示せねばなり書き入る。この場合診療を保險醫に返す。
- (3) 被保険者はこの診療券に書いてある傷病が治癒したとき、この診療券を受けたい日か六箇月が過ぎたときは、その診療券を直ぐに發行者に返さなければならぬ。
- (4) 被保険者がなくつた者は保險醫に就いて診療を受けたりませぬ。
- (5) かつてこの診療券で診療を受けた者は詐欺罪として十年以下の懲役の處分を受けます。

船一 (様式第四號) (外面)

氏名	年月日	年	月	日	男女別	報第	級
職	船名	船主	船主	船主	船主	船主	船主
船主	船主	船主	船主	船主	船主	船主	船主
船主	船主	船主	船主	船主	船主	船主	船主
船主	船主	船主	船主	船主	船主	船主	船主
船主	船主	船主	船主	船主	船主	船主	船主
船主	船主	船主	船主	船主	船主	船主	船主
船主	船主	船主	船主	船主	船主	船主	船主
船主	船主	船主	船主	船主	船主	船主	船主
船主	船主	船主	船主	船主	船主	船主	船主

傷病名	初診年月日	昭和	年	月	日	治療記録(其ノ一)

船一(様式第五號)

船員保險診療券

氏名	生年月日	男女別	傷病名
住所	住	被保險者資格	喪失年月日
船主	船主	船主	船主
船主	船主	船主	船主
船主	船主	船主	船主
船主	船主	船主	船主
船主	船主	船主	船主
船主	船主	船主	船主
船主	船主	船主	船主
船主	船主	船主	船主

注意(一) 船主所有者の扶助義務が終つてからでなければ保険の診療を受けることができません。
 (二) 保険醫に就いて診療を受ける場合にはこの診療券を保険醫に渡さなければなりません。

船員保險診療所入院承認書

氏名	生年月日		傷病名
	男女別		
住所	被保險者資格喪失年月日		發病又ハ負傷年月日
船舶ノ名稱	昭和 年 月 日	診療所	昭和 年 月 日
船舶所有者 (住所又ハ所在地) (氏名又ハ名稱)	備考	入院豫定ノ診療所	(所在地) (名稱)
		開始年月日	昭和 年 月 日
右診療所入院承認ス		地方廳名印	
昭和 年 月 日			

注意 診療所に入院する場合にはこの承認書とその診療所に渡さなければなりません。

第七章 労働者災害扶助責任保険

- (一) 労働者災害扶助責任保険は労働者災害扶助法、工場法又は鑛業法に基き、労働者の業務上の負傷疾病又は之に因る死亡に對し、事業主の扶助責任を保險するものなること。
- (二) 政府は労働者災害扶助責任保險を管掌するものなること。

第一節 保險に附すべき事業

保險に附すべき事業は、土木工事又は工作物の建設、保存、修理、變更若は破壊工事にして、次の如き一定の規模を有するもの(但し軒高九米未滿にして且建築面積三百三十平方米未滿の木造家屋を除く)及鐵道(軌道若は索道の運輸事業又は水道、電氣若は瓦斯の事業を營む者が此等の事業に於ける使用中の工作物に關する註文に依る工事(保線、配線工事の類)なること。

- 一 使用労働者延人員千人以上のもの。
- 二 請負に依るものにして請負金額五千圓以上のもの。
- 三 火薬類動力（一馬力以下の電動力を除く）に依り運搬する機械又は運搬の用に供する軌道を用ふるものにして使用労働者延人員三百人以上のもの。
- 四 地上十米以上又は地下三米以上に於て作業を爲すものにして使用労働者延人員三百人以上のもの。

第二節 療養費の支給

第一 業務上の疾病

業務上の疾病は左の如し

- 一 負傷に因り發したる疾病〔註一〕
- 二 異物に因る眼疾患、重量物體の取扱に因る腱鞘炎其の他災害に因る疾病〔註二〕
- 三 毒性、劇性又は刺激性料品に因る中毒症又は皮膚若は粘膜の障碍。

四 氣壓の急劇なる變化に因る疾病。

五 有害なる光線に因る眼疾病。

六 其の他厚生大臣の指定する疾病〔註〕。

〔註一〕 負傷に因り發したる疾病とは、大體外傷性肋膜炎、外傷性關節炎、骨折に因る敗血症、頭部外傷に因る神經症等凡て醫學的判斷に依り、疾病と外傷との間に正當なる牽聯關係存すと認められる一切の疾病であること。

〔註二〕 災害に因る疾病とは、感電に因る血行器疾患及神經疾患、或は災害性音響に因る聽器疾患等、災害との間に牽聯關係を有する疾患と解せらるるものなること。

〔註三〕

厚生大臣の指定したる疾病は、炭疽病、硅肺、ワイル氏病、恙蟲病、第二度以上の凍傷、日射病及熱射病なること。

第二 扶助責任の範圍

保險すべき扶助責任の範圍左の如し。

- 一 療養費中五圓を超ゆる部分。
- 二 休業扶助料中八日以後の休業に付支給する部分。
- 三 障害扶助料。

- 四 遺族扶助料。
- 五 打切扶助料。

二七八

第三 診療の範圍

- (一) 診療の範圍は左の如し。
 - 一 診察（扶助請求に必要な診断書、意見書等の作成を含む）
 - 二 薬剤又は治療材料の支給。
 - 三 處置及手術（齒科補綴を含む）
 - 四 物理的治療。
 - 五 病院收容。

物理的治療及病院收容は、原則として政府の承認を受くべきものなること。但し緊急の場合は、事後遅滞なく承認を求むること。

第四 診療上の注意

- (一) 健康保険の保険醫は、本保険の指定醫たること。
- (二) 労働者診療を求めんとするときは、便宜上事業主の診療依頼書を提出するものなること。
- (三) 事業主より業務上の事由に因るものとして診療を託せられたる場合に於て、業務上の事由に因らざるものと認めたるときは、意見を附し直に所轄地方長官に通知すること。
- (四) 診療録は、一般診療録と區別して診療に關し必要な事項を記載し、政府より提示を命ぜられたるときは之に應ずること。

第三節 診療報酬

- (一) 診療報酬は、輕微の傷病は保険外とし即ち五圓以下は事業主より直接收受し、比較的大なるもの即ち五圓を超える部分は、事業主の委任を受け、政府に對し保険金として請求するものなること。
 - (二) 診療報酬五圓迄の分は、一點單位二十錢の割を以て事業主に請求すること。五圓以上の保険金請求書には、五圓以下の點數も共に記載すること。
- 點數は、健康保険診療報酬點數計算規程別表に依り記載すること。

二七九

- (三) 診療報酬五圓以上の分も一點單價金二十錢の割を以て政府より支拂はるるものなること。
- (四) 診療報酬の算定に付、點數に依るものと、金額に依るものと兩者を包含する場合には、先づ點數に依るものを事業主の負擔部分として計算すること。
- (五) 保険金請求書には夫々指定事項と共に診療報酬は點數(點數に依り難きものは金額)を以て記載し、工事の主たる事務所所在地(扶助開始後扶助を受ける者が他の道府縣に移轉したるときは其の居住地)を管轄する地方長官宛とし翌月七日迄に道府縣醫師會に提出すること。物理的治療、病院收容、看護及移送の承認に付亦同じきこと。
- (六) 保険醫變更後の診療の場合に於ては事業主より前醫の領收證(五圓以下の分)を提出せしめ、事業主負擔の未了なるときは、後醫は其の殘額を直接受取り且保険金請求書に前醫の領收證を添附すること。

災一

診療依頼書

保険證書記號番號 昭 第 號

(保険證書受取前ニアリテハ保険料拂込年月日記載)

住所

氏名

年 月 日生

右者勞働者災害扶助責任保險法ニ依リ政府ト保險契約ヲ締結シタル被保險工事ニ於テ業務上負傷セル勞働者ニ有之候條御了知、上診療相成度及依頼候也

昭和 年 月 日

依頼者(事業主又ハ其ノ代理人現場員等)住所氏名捺印

診療擔當者

(事業主又ハ保員ノ捺印ナキモノハ無効トス)

見意ノ師醫科齒ハ又師醫	
下及過經ノ病傷 要必ヲ療治ノ補 由事ルスト	診療所所在地 氏名捺印 昭和 年 月 日
及内容ノ療治 額込見ノ用費	種類 回数又ハ日数 点数又ハ金額

右物理的治療承認相成度労働者災害扶助責任保険法施行令第三條第四項及同施行規則第十條(同第十一條)(同第十二條)ニ依リ此段及申請候也

昭和 年 月 日

申請者 保險金受取人住所氏名捺印
診療ヲ擔當スル者ノ住所氏名捺印
扶助ヲ受クル者ノ住所氏名捺印
殿

注 意

- 一、本申請書ハ工場所在地所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ差出スコト、封書ノ表ニハ「災害保險」ト記載スルコト
- 二、承認ヲ爲シタル範圍ヲ超ユルトキハ本様式ニ依リ更ニ追加申請スルコト
- 三、申請者ニ付テハ不用ノ文句ハ抹消スルコト
- 四、本申請書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラル

災三(様式甲第七號)

入院承認申請書

保險證書作成ノ年月日及記號香號	下請負人ガ保險金受取人ナ ルトキハ保險金受取人證書 作成ノ年月日及記號香號
保險契約者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱)	下請負人ガ住所氏名(法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱)
工事ノ場所及名稱	
扶助ヲ受クル者 男女別	氏名
生年月日	住 所
負傷又ハ發病ノ年月日	昭和 年 月 日
傷病名及傷害ノ部位	労働者死傷報告届出年月日(労働者死傷報告届出ノ要ナキモノ及扶助ヲ受クル者又ハ診療ヲ擔當スル者ガ申請スル場合ニ於テ労働者死傷報告届出年月日ヲ記載スルコト能ハザルトキハ事故ノ原因及發生狀況)
同一ノ傷病ニ付既ニ承認ヲ受ケタルキハ承認指令書ノ記號香號(未ダ承認指令書ヲ受ケザルトキハ申請ヲ爲シタル年月日)	病院ノ所在地及名稱

傷病ノ經過	傷病ノ經過
入院ヲ必要トスル事由	入院ヲ必要トスル事由
入院所要見込日數	入院所要見込日數
診療所所在地	診療所所在地
昭和 年 月 日	昭和 年 月 日
氏名捺印	氏名捺印

右入院承認相成度労働者災害扶助責任保険法施行令第三條第四項及同施行規則第十條（同第十一條）（同第十二條）ニ依リ此段及申請候也

昭和 年 月 日

申請者 保險金受取人住所氏名捺印
 診療ヲ擔當スル者ノ住所氏名捺印
 扶助ヲ受クル者ノ住所氏名捺印

注意

- 一、本申請書ハ工場所在地所轄地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ差出スコト、封書ノ表ニハ「災害保險」ト記載スルコト
- 二、承認ヲ爲シタル範圍ヲ超ユルトキハ本様式ニ依リ更ニ追加申請スルコト
- 三、申請者ニ付テハ不要ノ字句ヲ抹消スルコト
- 四、本申請書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラル

災四（様式甲第八號）

看護附添承認申請書

保險證書作成ノ年月日及記號番號	下請負人ガ保險金受取人ナルトキハ保險金受取人證書作成ノ年月日及記號番號
保險契約者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ主たる事務所ノ所在地及名稱）	下請負人ガ住所氏名（法人ニ在リテハ主たる事務所ノ所在地及名稱）
工事ノ場所及名稱	
扶助ヲ受クル者 男女別	氏名
生年月日	住 所
負傷又ハ發病ノ年月日	昭和 年 月 日
傷病名及傷害ノ部位	労働者死傷報告届出年月日（労働者死傷報告届出ノ要ナキモノ及扶助ヲ受クル者又ハ診療ヲ擔當スル者ガ申請スル場合ニ於テ労働者死傷報告届出年月日ヲ記載スルコト能ハザルトキハ事故原因及發生狀況）
同一ノ傷病ニ付既ニ承認ヲ受ケタルコトアルトキハ承認指令書ノ記號番號（未ダ承認指令書ヲ受ケザルトキハ承認申請ノ年月日）	

見意ノ師醫科齒ハ又師醫		病院ニ收容セラレタル者ナルトキハ入院ノ年月日及病院ノ名稱及所在地	病院附看護婦ナリヤ派出看護婦ナリヤ又ハ看護婦以外ノ附添人ナリヤノ別
傷病ノ経過及附添	傷病ノ経過及附添	必要トスル事由	附添ヲ必要トスル見込日数(既ニ附添ヒタル日数ヲ含ム)
診療所所在地	昭和 年 月 日	氏名捺印	種類
費用	看護見込	計	金額
			日間

右看護附添承認相成度労働者災害扶助責任保険法施行令第三條第四項及同施行規則第十條(同第十一條)(同第十二條)ニ依リ此段及申請候也
 昭和 年 月 日

申請者 保險金受取人住所氏名捺印
 診療ヲ擔當スル者住所氏名捺印
 扶助ヲ受クル者住所氏名捺印
 殿

注意

- 一、本申請書ハ工事場所在地所轄地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監)ニ差出スコト、封書ノ表ニハ「災害保險」ト記載スルコト
- 二、承認ヲ爲シタル範圍ヲ超ユルトキハ本様式ニ依リ更ニ追加申請スルコト
- 三、申請者ニ付テハ不用ノ字句ヲ抹消スルコト
- 四、本申請書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラル

災五(様式甲第九號)

移送承認申請書

保險證書作成ノ年月日及記號番號	下請負人カ保險金受取人ナラトキハ保險金受取人證書作成ノ年月日及記號番號	下請負人カ住所氏名(法人ナラバ主たる事務所所在地及名稱)	下請負人カ住所氏名(法人ナラバ主たる事務所所在地及名稱)
保險契約者ノ住所氏名(法人ニ在リテハ主たる事務所所在地及名稱)	人ニ在リテハ住所氏名(法人ナラバ主たる事務所所在地及名稱)	工事ノ場所及名稱	扶助ヲ受クル者 男女別 氏名 生年月日 住 所
扶助ヲ受クル者	負傷又ハ發病ノ年月日	昭和 年 月 日	傷病名及傷害ノ部位
移送ニ使用スル車輛ノ種類	移送ノ區間	自 至	勞働者死傷報告届出年月日(勞働者死傷報告届出年月日)ノ要ナキモノ及扶助ヲ申請スル場合ハ診療ヲ擔當スル者カ報告届出年月日ヲ於テ載スルコト能ハザルトキハ事故ノ原因及發生狀況)

見意ノ師

傷病ノ經過 及移送ノ必 要トスル事 由	診療所所在地 昭和 年 月 日 氏名捺印
移送費用見込額	計

右移送承認相成度労働者災害扶助責任保険法施行令第三條第四項及同施行規則第十條（同第十一條）（同第十二條）ニ依リ此段及申請候也

昭和 年 月 日

申請者 保險金受取人住所氏名捺印
診療ヲ擔當スル者ノ住所氏名捺印
扶助ヲ受クル者ノ住所氏名捺印

注意

- 一、本申請書ハ工事場所在地所轄地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監）ニ差出スコト、封書ノ表ニハ「災害保險」ト記載スルコト
- 二、申請者ニ付テハ不要ノ字句ヲ抹消スルコト
- 三、本申請書ニ虚偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラル

災六（様式甲第十一號）（青刷）

保險金請求書（日本醫師會所属醫師ガ診療ヲ爲シタル場合ノ療養費）昭和 年 月 分
第 回 目（同一傷病ニ付爲シタル請求回数）

保險證書作成ノ年月日及記號番號	下請負人ガ保險金受取人ナルトキハ保險金受取人證書作成ノ年月日及記號番號
保險契約者ノ住所氏名（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱）	下請負人ガ住所氏名（法人ニ在リテハ主タル事務所ノ所在地及名稱）
工事ノ場所及名稱	
扶助ヲ受クル者 男女別 氏名	住 所
負傷又ハ發病ノ年月日 昭和 年 月 日	生 年 月 日
傷病名及傷害ノ部位	労働者死傷報告届出年月日（労働者死傷報告届出ノ要ナキモノ及扶助ヲ受クル者又ハ診療ヲ擔當スル者ガ申請スル場合ニ於テ労働者死傷報告届出年月日ヲ記載スルコト能ハザルトキハ事故ノ原因及發生狀況）
傷病ノ經過 及治療ノ未 了ノ死亡ノ未	

任 委 欄 狀	療 養 費 用						
	療養ノ種類	請 求		査定 (道府縣會 醫師入)		査定 (社會局 記 入)	
		點數	金 額	點數	意 見	點數	金 額
右保險金ノ請求並受領ヲ 委任者 保險金受取人住所氏名捺印 昭 和 年 月 日 二委任候也	初 診 (昭和年月日)						
	往 診 回						
	藥 劑						
	處 置						
	手 術						
	其 他						
	物理的治療 回						
	入 院 日						
	看 護 日						
	移 送						
	合 計						
	事業主ノ負擔 額						
差 引 額							

勞働者災害扶助責任保險法施行規則第十四條及同第十五條ニ依リ右保險金及請求候也
 昭 和 年 月 日

請求者 保險金受取人住所氏名捺印
 診療ヲ擔當スル者ノ住所氏名捺印
 社會局長官 殿

地方廳ノ意見

注 意

- 一、診療ヲ擔當スル者ガ保險金受取人ノ委任ヲ受ケ請求スル場合ニハ委任狀欄ニ署名捺印スルコト
- 二、診療ノ種類及點數又ハ金額ハ日本醫師會健康保險診療報酬點數計算規程ニ依ル種目別ニ點數又ハ金額ヲ記載スルコト
- 三、事業主ノ負擔額ハ五圓トシ五圓ヲ控除シタル殘額ニ付請求スルモノトス
 診療ヲ擔當スル者カ請求スル場合ニ於テ事業主ガ他ノ者ニ療養費ヲ支拂ヒタル爲事業主ノ負擔額ガ五圓未滿ナルトキハ事業主ガ他ノ者ニ支拂ヒタル費用ノ種目別金額ヲ詳細ニ記載シタル受取書ヲ添付スルコト
- 四、同一傷病ニ付第二回以後ノ請求ニハ事業主ノ負擔額ハ記載セザルコト
- 五、本請求書ノ封書ノ表ニハ「災害保險」ト記載スルコト
- 六、請求者ノ氏名ノ上ノ不必要ナル字句ハ之ヲ抹消スルコト
- 七、記入ヲ要セザル欄ニハ斜線ヲ引クコト
- 八、本請求書ニ虛偽ノ事實ヲ記載シタルトキハ罰金又ハ科料ニ處セラル

労働者災害扶助責任保険ニ依ル労働者診療録(昭和 年 月起)

保険證書作成ノ年月日及記號		昭和 年 月 日		下請負人ガ保險金受取人ナシトキハ保險金受取人證書作成ノ年月日及記號		昭和 年 月 日	
工事ノ名稱				工事ノ種類			
工事ノ場所				住 所			
労働者		氏 名		生年月日		住 所	
傷病名		負又發診開終診日轉		月		月	
		傷ハ病療始了療數歸		投薬處置點數		投薬處置點數	
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		其ノ他		其ノ他	
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		1			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		2			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		3			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		4			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		5			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		6			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		7			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		8			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		9			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		10			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		11			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		12			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		13			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		14			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		15			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		16			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		17			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		18			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		19			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		20			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		21			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		22			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		23			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		24			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		25			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		26			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		27			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		28			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		29			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		30			
		年 月 日 年 月 日 年 月 日 日		31			
現症摘要				合 計			
手術、處置、診断書發行等 (勞務不能意見ニ關スル事項ハ下 段欄ニ必記ヲ要ス)				合 計			
入院期間		自 月 日 日間		自 月 日 日間		事業主 圓 錢	
看護附添		自 月 日 日間		自 月 日 日間		事業主 圓 錢	
勞務不能意見		自 月 日 日間		自 月 日 日間		昭和 年 月 日	
勞務不能意見		自 月 日 日間		自 月 日 日間		昭和 年 月 日	
勞務不能意見		自 月 日 日間		自 月 日 日間		備 考	
勞務不能意見		自 月 日 日間		自 月 日 日間		備 考	

第八章 國民健康保險

- (一) 國民健康保險は、一般庶民の疾病、負傷、分娩又は死亡に關し、保險給付を爲すを目的とする任意保險制度であること。
- (二) 保險者は、國民健康保險組合及代行人であること。
- (三) 國民健康保險組合は、公法人にして左の二種あること。
 - 一 普通國民健康保險組合は、市町村の区域内の世帯主を組合員として組織するものなること
 - 二 特別國民健康保險組合は、同一の事業又は同種の業務に従事する者を組合員として組織するものなること。
- (四) 被保險者は、原則として、組合員及組合員の世帯に屬する者なること。

第一節 療養の給付

療養の給付の内容及其の關係事項は地方の事情に依り組合に依り夫々異なるを以て組合規約、組合對醫師會の契約書、所屬醫師會國民健康保險規程並に診療報酬規程等を能く了解し過誤なきを期すること。

第一 診療の範圍

契約書に於ける醫師會の引受くる診療の範圍は概ね左の如し。

- 一 診察（往診、宅診及處方箋の交付を含む但し健康診断を含まず）
- 二 藥劑又は治療材料の支給（治療材料中矯正眼鏡、「ギブス」、「コルセット」、體溫計、吸入器、氷枕、氷嚢の類を含まず）
- 三 處置、手術其の他の治療（温泉、鑛泉其の他轉地療養を含まず）
- 四 入院診療（寢具其の他の設備及賄を含む「又は之を含まず」）

第二 療養の給付支給期間

療養の給付支給期間は、百八十日乃至九十日の程度に於て、組合は任意に之を規定し、受診證の内面に表示しあるを以て診療録に轉記し置くこと。

第三 診療取扱指針

國民健康保險診療取扱指針（齒科を除く）

國民健康保險の診療は國民健康保險法令及組合規約に依るの外本方針に従ひ之を爲すべきものとす。

國民健康保險の診療は妥當適正のものたるべく且國民の健康保持増進上最も適切なるものたることを要するものとす。

國民健康保險の診療は醫師に於て診断の結果疾病と認めらるる程度のものに對してのみ之を爲すものとす。

國民健康保險の診療に際しては療養上必要なる事項は之を被保險者に了解し易き様詳細に説示すべきものとす。

第一 往診

緊急の場合及重症の患者にして必要ありと認むる場合並に患部の關係上必要ありと認むる場合は往診を爲すこと。

第二 投薬

イ 内科的疾患に對する投薬は慢性病たると急性病たるとに拘らず治療上數劑を投與する必要ありと認めらるる場合は數劑を投與し一劑を以て足る場合に數劑を投與せざることを。

ロ 外用薬の投與は必要ありと認むる場合の外一病一劑とすること。

第三 注射

イ 注射は必要ありと認むる場合に之を行ふこと。

ロ 「サルバルサン」の如き砒素劑の注射は特別の事由なき限り普通一週一回を標準として之を行ふこと。

第四 手術及處置

イ 手術は必要ありと認むる場合に之を爲すこと。

ロ 外科的處置又は繃帶交換は必要の程度に之を爲すこと。

ハ 小外傷は通常の場合に於ては外用薬の投與又は單に患部處置のみを爲すこと。

ニ 洗眼及尿道洗滌は普通一日一回を標準とすること。

第五 理學的療法

理學的療法は特に必要ありと認むる場合に之を行ふこと。

第六 特殊療法、新薬、新製劑、特殊薬

特殊療法又は新薬、新製劑若は特殊薬の使用は醫學上一般に其の價値を認められざる限り之を爲さざることを。

第四 指定醫の遵守事項

(一) 指定醫は診療に關し國民健康保險診療取扱指針に従ふの外左の事項を遵守すること。

一 被保險者より診療を求められたるときは、受診證を提示せしめ、診療を受くる資格あることを確かめたる後診療を爲すこと。

二 診療を爲したるときは、受診症に必要な事項を記載し、遲滯なく之を被保險者に返還すること。

三 被保險者より處方箋の交付を求められたるときは、正當の事由あるに非ざれば之を拒むことを得ざることを。

四 診療上被保險者を入院せしめ、若は移送し、又は被保險者に看護婦を附するの必要ありと認むるとき、及一回の費用金何圓〔註〕を越ゆる處置、手術其の他の治療を爲さんとするときには被保險者に助力して速に成規の手續を爲さしむること。

〔註〕 此の金額は組合に依り相違あるものなること。

五 被保険者より保険給付の支給を受けるに必要な証明書又は意見書の交付を求められたるときは、無償にて直に之を交付すること。

第二節 諸文書の取扱

第一 診療録

- (一) 診療録は、他の診療録と區別して調製するをと。
- (二) 診療録の記載方は、健康保険診療録の記載に準ずること。

第二 受診証

受診證の記載は、左記に依ること。

- 一 同一の傷病及之に因り發したる疾病に付、一欄を使用すること。

二 「開始日」欄は、最初に診療に當りたる指定醫に於て記載し、「認印」欄に捺印すること。

三 「終了日」欄及「終了事由」欄は、最後に診療に當りたる指定醫に於て記載し、「認印」欄に捺印すること。

四 「終了事由」欄には治癒、期間滿了、保險醫變更、入院、死亡等の別を記載すること。

五 傷病名を變更したるときは、其の指定醫に於て其の傷病名及變更年月日を「備考」欄に記載し捺印すること。

第三 診療報酬請求書

診療報酬請求書の記載及取扱は、健康保険に準ずる外、左の記載を爲すこと。

傷病二以上にして其の診療日數の重複せる場合は、必ず之が重複日數を記載すること。

第三節 診療報酬

第一 診療報酬額

(一) 診療報酬の支拂方式には、定額式のものゝ割引式のものゝとあること。尙定額式には點數定額式と料
 金定額式との二種あること。
 診療報酬點數計、規程は、醫師會に依り國民健康保險特定のものゝ、健康保險の同規程を準用するも
 のがあること。

定額式の一、點單價は、組合との契約に依り夫々異なること。
 (二) 診療報酬は原則として、組合より直接支拂ふものゝなること。

第二 一部負擔金

(一) 一部負擔の割合は、二割乃至四割の程度にて組合に於て任意に決定するものゝなること。
 (二) 一部負擔金は、協定に依り、指定醫が直接組合員より徴收する組合と、組合に於て一部負擔金を徴
 收し指定醫に支拂ふ組合とがあること。

様式 圖一

受診證 療養の給付支給期間に限度を設けざる組合
 にありては本様式の裏面の事項を省き表面
 の注意事項を裏面と爲すこと。

注意事項

- 1、この證は醫師や齒科醫師(や産婆)に受診するこ
 とが出来る證ですから大切に持つてゐなければなり
 ません。
- 2、受診するときはこの證を醫師や齒科醫師や(産
 婆)に見せなければなりません。不明なことは組合
 か受診先にてお聞き下さい。
- 3、同一傷病については何日まで受診出来ます。
- 4、被保險者でなくなつた者はこの證を直ぐ組合に返
 して下さい。
- 5、この證に記載欄がなくなつたり、破損したり亡失
 したときは組合へ戻りて再交付を受け下さい。

折疊か

昭和何年何月何日交付
 川〇川

何 第 何 號	被 保 險 者	住 所 氏 名	生 年 月	年 月 日	資 格 取 得

受 診 證

何國民健康保險組合

(面) 表)

移看護承認申請書

受診証 番 號		傷病名		發病又ハ負傷 年 月 日	
見意ノ師醫		看護ヲ要ス ル日數	移送區間	移送方法	移送年月日
昭和 年 月 日					
診療所所在地 醫師氏名印		看護又ハ 移送ヲ要 スル理由	費用	見積額	

第九章 政府職員共済組合

(一) 政府職員共済組合は判任文官、同待遇者以下、雇員、傭人、職工等〔註〕を組合員とし、相互救済の目的を以て、主として疾病、負傷に關して療養費の支給を爲し、甲種組合員に對しては死亡又は分挽に關しても保險給付を爲すものなること。

〔註〕 甲種組合員は囑託員、雇員、傭人、職工及之に準すべき職員にして、乙種組合員は判任文官及同待遇者及之に準すべき職員を謂ふこと。

(二) 共済組合に於ては職員健康保險の被保險者に該當するものを組合員、被保險者證を組合員證、保險醫を組合醫、世帯員を被扶養者と稱すること。

(三) 共済組合の中日本醫師會と診療契約締結のもの左の如し

- 内閣職員共済組合
- 外務省職員共済組合
- 司法省政府職員共済組合
- 文部部内政府職員共済組合

- 商工省共済組合
- 厚生省職員共済組合
- 農林部内政府職員共済組合
- 營林局署等職員共済組合
- 生絲検査所共済組合
- 大藏省所管職員共済組合
- 拓務部内政府職員共済組合
- 專賣局共済組合
- 逓信共済組合
- 海軍共済組合
- 教職員共済組合

〔注意〕

- 一 内務部内政府職員共済組合は廳府縣支部と道府縣醫師會とが契約を締結するものなること。
- 二 共済組合中健康保険代行の組合に在りては組合員と健康保険被保険者たる組合員との二種あるを以て、各其の取扱に付混同せざる様注意すること。

〔四〕 診療の範圍、診療方針、保険醫の遵守事項及診療報酬點數計算規程等は職員健康保険に準ずるものなること。

第一節 療養費及傷病手當金の支給

〔一〕 療養費は、同一の疾病又は負傷及之に因り發したる疾病に關し、療養の開始日より起算し、六月を経過したる後の療養に付ては支給せられざるものなること。但し結核性疾病に關しては當該組合の承認に依り、此の期間を超え、尙六月以内の療養に付繼續して療養費を支給せられ得るものなること。

療養費の支給期間の計算、療養費の支給額及組合員の負擔額は職員健康保険と同様なること。

〔二〕 甲種組合員療養の爲勤務に服すること能はざるときは、勤務不能に至りたる日以後、三日の待期を経過したる日より、其の後に於ける勤務不能の期間、傷病手當金として一日に付給料又は手當の日額の十分の五相當額（減額支給の場合あり）を支給せらるるものなること。

傷病手當金の支給期間は、同一の疾病又は負傷及之に因り發したる疾病に關しては、療養の爲勤務不能に至りたる日以後、三日の待期を経過したる日より起算し六月を以て限度とせらるるものなること。

傷病手當金は其の支給期間を経過せざるときと雖も、療養費の支給期間満了と共に其の支給を打切らるるものなること。

第二節 診療手續

第一 組合員證

組合員證は職員健康保險の被保險者證と殆んど様式を同くし、其の取扱及記載も全く同様なること。但し教職員共済組合員證には「療養給付記録」欄を缺くも當分其の儘取扱ふこと。

第二 組合脱退後の繼續診療

組合脱退後の繼續診療に關する資格要件及取扱は職員健康保險の被保險者資格喪失後の繼續診療と同様なること。

第三 承認書又は認定書の提出を要するもの

左記の場合は職員健康保險同様原則として、事前に組合の承認書又は認定書を提示せしむること。但し

緊急の場合は事後遅滞なく提示せしむること。

承認書

- 一 入院診療
 - 二 一回の費用貳拾圓を超ゆる處置、手術
 - 三 被扶養者（入院）給付（一回十圓以上の處置、手術）給付
- 認定書
- 一 延長給付

以上各號に關する申請書の提出に付ては組合醫は助力を爲し意見を記載すること。

第四 特別の手續を要する給付

- (一) 延長給付に關する取扱は健康保險に準ずるものなること。
- (二) 被扶養者の給付は入院又は一回十圓以上の處置、手術にして其の資格要件は健康保險と同様なるも被扶養者の範圍は健康保險と異り、戸籍上の家族にして、唯例外的に所謂内縁の妻を含むものなること。

取扱は健康保険の世帯員給付に準ずるものなること。但し診療報酬請求書は政府職員共済組合の用紙を使用すること。

第五 取扱上注意を要するもの

- (一) 逓信共済組合員の公傷病患者は普通患者として取扱ふこと。
- (二) 海軍共済組合（職員部）は従來の海軍共済組合とは全く別個のものなること。而して被扶養者の診療及入院又は公傷病の診療は契約外なること。
海軍共済組合（健康保険代行）の入院診療は契約外なるも、組合病院長の依頼ありたるときは病院に收容すること。緊急の場合は入院の取計を爲し、速に組合病院長に通知し其の指示を受くること。（入院費用は組合病院長に直接請求すること）。

第六 組合員の區別

政府職員共済組合に於ける一般組合員と健康保険組合員との區別は資格證明書の療養記録欄が甲は職員健康保険の被保険者證と同様式にして、乙は健康保険の被保険者證と同様式なるの外左記に留意すること。

と。

名稱	健康保険被保険者たる組合員	一般組合員
陸軍共済組合	醫療證明書	診療契約なし
海軍共済組合	健康保険受療書	職員需療書
專賣局共済組合	療養票	專賣局共済組合員證
逓信共済組合	逓信共済組合健康保険組合員證	逓信共済組合員證

第三節 診療報酬

- (一) 組合員に對しては一點單價貳拾錢の割を以て計上したる診療報酬全額の二割相當額を直接受領すること。但し左記各號に該當する場合は夫々特別の取扱を爲すこと。
 - 一 内務部内政府職員共済組合員に對しては全治後又は毎月末に一括して診療報酬の全額を受領し、組合員の提示する領收書用紙に指定事項を記載して返付すること。
 - 二 逓信共済組合員（健康保険組合員及船員保險組合員を除く）にして逓信共済組合規則第四十九條に

依り、療養費の支給に代へ療養の給付申請書に部長が承認の旨を記載し記名調印したるものを組合員證と共に提示するときは、診療報酬の全額を組合に請求するものなること。此の場合に於ける診療報酬請求書には其の「備考」欄に「療養費の支給に代へる療養の給付」と朱書すること。

三 教職員共済組合の公傷病者に對しては診療報酬の全額を組合に請求すること。

(二) 被扶養者に對する入院に要する費用又は一回拾圓以上の處置料若は手術料は、其の半額を組合員より直接受領すること。但し左記の各號に該當する場合は夫々特別の取扱を爲すこと。

一 内務部内政府職員共済組合員の被扶養者に對しては、入院に要する費用又は處置料、手術料の全額を組合員より受領し、組合員の提示する領收書用紙に指定事項を記載して返付すること。

二 遞信共済組合員の被扶養者にして、遞信共済組合規則第五十一條に依り、補給金の支給に代へ療養の給付申請書に部長が承認の旨を記載し記名調印したるものを診療承認書と共に提示するときは、診療報酬の全額を組合に請求するものなること。此の場合に於ける診療報酬請求書には、其の「備考」欄に「補給金の支給に代ふる療養の給付」と朱書すること。

(三) 政府職員共済組合に於ては一定の都市に限り職員健康保険同様地域的特別點數に依り、内服藥及手術料に付割増點數を請求し得ること。

(四) 診療報酬請求書及入院料請求書は組合員と被扶養者との共通にして、甲は綠色刷、乙は褐色刷なること。而して被扶養者に關する請求書には欄外に「被扶養者診療」と朱書すること。

被扶養者入院診療の場合は職員健康保険に於ける世帯員の補給金請求書に準じ、入院に要したる費用の内譯を「備考」欄又は其の他の餘白に記載するを至當とすべきか。

診療報酬請求書は翌月七日迄に道府縣醫師會に提出すること。

訂 正

(一) 處置手術承認申請廢止

健康保険及職員健康保険に於ける一回二十圓を超える處置、手術承認申請の手續は、昭和十七年二月一日より之を要せざること。

追 加

第一 診療に関する疑義解釋摘要

- 一 酸素吸入 一度開捻したる場合は使用残量の如何に拘らず、一本五百立十五點の割にて請求すると
- 二 不妊症 を訴ふる場合醫師として手術を要するものと認めたるときは療養給付の対象たること
卵管通水法 の検査料は卵管通氣法に準ずること。
卵管造影法 の點數はレントゲン造影劑使用に則ること。
精液検査料 二點
- 三 微毒血清反應検査 臨牀上明に微毒と診斷せられたる場合に於ては微毒血清反應検査の成績に據らずして砒素劑注射等を施行すべきも、治療成績判定の資料として一應検査を爲し置くこと。
微毒と砒素劑注射の關係は診療方針解説を参照せられたい。
- 四 脊椎コルセット製作の爲のギブス型 は療養の給付範圍に屬すること。
- 五 萎縮性鼻炎に對する象牙挿入術 は療養の給付として認められ難きこと。
- 六 オゾン瓦斯注射 は療養の給付として認められ難きこと。

第二 昭和十七年四月一日より實施の改正事項

(一) 入院診療費

- 一、左記に付ては入院料以外に請求し得ること
イ、手術料（點數計算規程に依る）
ロ、精神病特殊療法料、ラヂウム療法料及十二指腸蟲、雜蟲驅除並レントゲン深部療法を目的として入院の場合に於ける上記療法料（點數計算規程に依る）
- 二、左記に付ては一日計六點を超える場合其の超過額を入院料以外に請求し得ること。
處置料、注射料、検査料、理學的療法料、外傷火傷の治療料（點數計算規程に依る）氷代（一貫匁一點）、酸素吸入（一本五百立十五點の割）、特殊内服藥（其都度定む）。
- 三、前二號に於ける一點單價は其の月に於ける入院外診療報酬の一點單價に依る。

(二) 健康保険診療報酬點數計算規程の改正

- 健康保険診療報酬點數計算規程を左の通り改むること
- 第一條 健康保険の診療報酬點數は別紙の通り之を定む但し處置を除き地方的慣行を考慮し特に必要あり

りと認むる場合は政府と日本醫師會協議の上區域を定め別表の範圍内に於て特別點數を定むることを得るものとす

第二條 保險醫の提出したる診療報酬請求書の審査は傷病の輕重、手術、處置の難易、醫師の經歷等を考慮し公正に點數を定むるものとす

醫師の經歷等に關する考慮に付ては別に之を定む

第三條 別表に記載なき處置又は手術其の他に付ては其の都度政府と醫師會協議の上之を定むるものとす

別表に記載あるも特に理由を附し別段の請求を爲したるものに付ては前項に準ずるものとす

第四條 保險醫は第一條に依る診療報酬點數表中最低點により請求するを以て例とし之に據り難き場合は其の理由を診療報酬請求書備考欄に記載の上本規程の範圍に於て適當點數を計上して請求するものとす但し第二條第二項に依る者に付ては此の限に在らず

第五條 削除

第六條 削除

三、健康保險診療報酬點數計算規程別表中左の通り改むること

1 別表の下の括弧を除くこと

2 初診の項中二をそのままとして之を通牒に依り「其の月に於て初診二回あるも初診料は一回のみ請求すること

3 再診の項中一を削除すること

4 診察料の次に左の一項を加ふること

療養指導 一——五點

一、結核患者に於て榮養、安靜又は運動其の他療養上の指導のみを爲し投藥、注射、處置、検査等を行はれざる場合に請求し得ること

5 藥治料中の内服藥の項括弧内但書を削除すること

6 検査料の下括弧内を除くこと

7 處置料の項應急人工呼吸の次に左の一項を加ふる事

酸素吸入 一五點

一五點を超える場合は通牒に依り之を地方の事情に即應し第三條第二項を適用することとする

- 8 注射料の項關節腔穿刺注射の次の一項を加ふる
血液注射 五——一五點
- 9 理學的療法ノ項「レントゲン」治療の次に左の一項を加ふること
ラヂウム
三——三五〇點
五〇庇時に付 三——一〇點
一〇〇庇時に付 一〇——一五點
二、四〇〇庇時に付 二五〇——三五〇點
- 10 手術の雜部の項輸血術の點數を左の通り改むること
輸血術（靜脈内に輸血する場合以外は、血液注射に依る） 二〇——六〇點
一〇〇瓦以上第一回六〇點第二回五〇點第三回以降四〇點
一〇〇瓦未滿第一回三〇點第二回以降二〇點
- 11 入院料の項を除き備考中に「入院料は別に定むる額なること」「入院中に於ける手術料及精神病特殊療法料、腸寄生蟲驅除療法（十二指腸蟲雜蟲）レントゲン深部療法、ラヂウム療法は入院料以外に請求すること」を加ふること

様式 政共一

(政共濟)

No.

昭和 年 月分政府職員共濟組合診療報酬請求書

氏名		住所		年 月 日生		捺印		銀行受領指定 所 部 會 名		醫師會 點數	
組合醫 診療所地 記號		氏名		年 月 日生		初診		點數		第一次	
組合員 組合員證 號		住所		年 月 日生		往診		點數		第二次	
勸務所 被扶者		同所在地		年 月 日生		同一 家屋		點數			
傷病名		發病日		初診日		開始日		終了日		當月診 轉歸	
		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		手術	
		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		其他	
		年 月 日		年 月 日		年 月 日		年 月 日		計	
組合名		共濟組合		支部		備考					

注意
1. 本請求書記載例ニ付テハ健康保險者診療請求書記載例ヲ準用スルモトス
2. 本被扶者診療ノ場合ハ「被扶者診療」ト欄外ニ記載シ被扶者相當額ニ氏
名、年齢、男女別等ヲ記入スルモトス

(政共濟)

No. 昭和 年 月分政府職員共濟組合入院科請求書

指定名 銀行及郵便局 所屬 師 會 審査 第一 第二 點數

組合名	氏名	捺印	種類	日	備考
組合所在地	組合員証	氏名	入院日數	手術ノ種類點數及施術ノ月日	
記號	住所	男 女			
年 月 日	年 月 日	年 月 日			
勤務所	同所在地	男 女			
被扶者	男 女	年 月 日			
渡病	年 月 日	年 月 日			
開始日	年 月 日	年 月 日			
傷病名	年 月 日	年 月 日			
退院	年 月 日	年 月 日			
組合名	共濟組合	支部	計	點	

注意 1. 本請求書記載例ニ付テハ健康保險診療報酬請求書記載例ヲ準用スルモノトシ 2. 本被扶者診療ノ場合ハ「被扶者診療」ト記載シ被扶者相當トス 3. 男女別等ヲ記入スルモノトス

補 訂

本書の紙型作成後、法令の改正と契約の更改により取扱の変更せられたるもの、「改正」健康保険診療報酬點數計算規程及其の他の事項を一括して不取敢茲に収録せり。莫くは本文と對照して取扱の萬全を期せられんことを。

第一 取扱事項の変更せられたるもの

(一) 一回の費用二十圓を超える處置、手術其の他の治療

健康保險及職員健康保險に於ける一回の費用二十圓を超える處置、手術其の他の治療の承認申請手續は、昭和十七年二月一日以後之を要せざることとなりたること(政府職員共濟組合中には尙此の手續を要するものあること)。

(二) 一回十圓以上の處置料、手術料

世帯員診療に於ける一回十圓以上の處置料若は手術料とは必ずしも一處置一手術料金が十圓以上たることを要せず、處置若は手術に關聯して必要と認めらるる前後の附隨的處置、注射等の料金を合算して十圓

以上となりたる場合をも含め取扱ふこと。従つて應急處置を必要とする場合等にして其の處置が綜合的關聯性あるものは例えば疫痢又は中毒症狀重篤なる時に於て各種の應急處置、浣腸、洗腸、注腸、各種注射療法等を必要としたる場合は等の應急處置に要したる料金が合算して十圓以上となりたる場合も之を含め取扱ふこと。

(三) 傷病手當金請求書

健康保險の傷病手當金請求書の様式改正につき「醫師又は齒科醫師の意見」欄の「支給決定上の参考事項」欄には、傷病名に比し勞務不能期間の著しく長期に亘るもの其他特に支給決定の適正を期する上に於て必要なる事項を記入すること。

(四) 結核性疾病に關する傷病手當金

結核性疾病に關する傷病手當金は昭和十七年四月一日より延長支給を實施せられたること。

(五) 藥劑の容器代

藥劑の容器は物資愛護の趣旨により被保險者をして出來得る限り完全なる形に於て返還せしむることを本旨とするも、藥瓶の栓（コルクの類）又は點眼瓶のスポイトのゴム若はケースの類が再使用に堪へざる場合又は紛失等のため返還せざる場合に在りても其の硝製、陶製、金屬製の部分が再使用し得るものたる

限りに於ては其の負擔額を被保險者に返還するものなること。

(六) 職員健康保險の診療報酬請求書

昭和十七年四月一日より一部負擔定額制實施に付、入院外診療報酬請求書に在りては「審査點數」欄の左側の欄を「一部負擔金徵收額」欄として補訂の上各種類毎の合計額を記載することとし藥劑、注射、處置、手術に付ては左記事項を「種類」欄に特に明記すること。入院料請求書に在りては「審査點數」欄の「第一次」欄に一部負擔金徵收額を夫々記載すること。

- 一 藥劑は水藥、散藥、頓服藥、含嗽藥、點耳藥等の區別毎に其の日數、回數、劑數を明記すること。
- 二 注射は藥名、濃度、用量、號數並に皮下又は筋肉内或は靜脈内注射等の別及其の種別毎の點數、本數を明記すること。
- 三 處置、手術は其の種類及點數の異なる毎に其の回數を明記すること。

(七) 補給金請求書

健康保險世帯員の補給金請求書は様式を改正せられ、昭和十七年四月一日より委任状を要せざることとなりたること。

第二 一部負擔金の定額制

職員健康保険に於ける一部負擔金は從來療養の給付に要する費用の十分の二と定められ居りたるも、昭和十七年四月一日より左記の通り一定の種類に對し定額を被保險者より徴收すること。

内服薬	一劑一日分ニ付	五錢
頓服薬	一回分ニ付	五錢
外用薬	一劑ニ付	五錢
注射	一回ニ付	十錢
三點未滿ノ處置又ハ手術	一回ニ付	五錢
三點以上ノ處置又ハ手術	一回ニ付	十錢
診療所收容	一日ニ付	三十錢

前項ノ處置ニハ理學的療法、精神病特殊療法及寄生蟲驅除療法ヲ含ムモノトス

〔注意〕

一 「三點以上」には三點を含むこと。

二 「處置一回に付」とは健康保険診療報酬點數計算規程の區分により請求上一回の處置として取扱はるるものは、假令同一保險醫が同時に爲す場合と雖も各處置に付各々一回として取扱ふこと。尙右計算規程に於て「耳鼻咽喉科處置」の項中（イ）（ロ）（ハ）の處置を二種以上同時に爲したる場合は（ニ）に依り、（ル）（オ）（ワ）の中二種以上同時に爲したる場合は（カ）に依り夫々一回の處置として取扱ふこと。

右定額制は職員健康保険組合は勿論政府職員共済組合に準用すること。

第三 「改正」健康保険診療報酬點數計算規程

本改正規程は昭和十七年四月一日より實施せられたること。

健康保険診療報酬點數計算規程

（昭和十七年三月十一日改正）
（昭和十七年四月一日施行）

第一條 保險醫ハ健康保險法令ノ規定及政府ノ定メタル健康保險診療方針ニ從ヒ診療ヲ爲シ本規程ニ依リ診療報酬ノ請求ヲ爲スモノトス

第二條 健康保險ノ診療報酬點數ハ別表ノ通り之ヲ定ム但シ處置ヲ除キ地方的慣行ヲ考慮シ特ニ必要アリ

ト認ムル場合ハ政府ト日本醫師會協議ノ上區域ヲ定メ別表ノ範圍内ニ於テ特別點數ヲ定ムルコトヲ得ルモノトス

第三條 別表ニ記載ナキ處置又ハ手術其他ニ付テハ其ノ都度政府ト醫師會協議ノ上之ヲ定ムルモノトス
別表ニ記載アルモ特ニ理由ヲ附シ別段ノ請求ヲ爲シタルモノニ付テハ前項ニ準ズルモノトス

第四條 保險醫ハ第二條ニ依リ診療報酬點數表中最低點ニ依リ請求スルヲ以テ例トシ傷病ノ輕重、手術處置ノ難易等ニ依リ之ニ據リ難キ場合ハ其ノ理由ヲ診療報酬請求書備考欄ニ記載ノ上本規程ノ範圍ニ於テ適當ナル點數ヲ請求スルモノトス

第五條 保險醫ヨリ診療報酬請求書ノ提出アリタル場合ハ政府日本醫師會協議ノ上定メタル方法ニ依リ之ヲ審査シ公正ノ點數ヲ定ムルモノトス

第六條 前條ノ審査ハ其ノ診療並請求ガ第一條乃至第四條ノ規定ヲ遵守シテナサレタルモノナリヤ否ヤニ付之ヲ爲スモノトス

醫師ノ經歷等ニ關スル點數ノ考慮ハ別ニ定ムルコトヲ得ルモノトス

〔別表〕

- 1、別表ノ下ノ括弧内ヲ除クコト
- 2、再診ノ項中一號ヲ削除シ二號ヲ一號トスルコト
- 3、往診ノ項「半里以内ノ往診ニシテ個々ノ場合（回診ノ如キ場合ヲ除ク）ハ五點以上ヲ請求シ得ルコト」ヲ加フルコト
- 4、診察料ノ次ニ左ノ一項ヲ加フルコト

療養指導料

結核療養指導

三點

結核性疾患ニ罹患セル者ニ於テ榮養、安靜又ハ運動其他療養上ノ指導ノミヲ爲シ常態トシテ投藥、注射、處置等ノ行ハレザル場合ニ請求シ得ル事但シ初診料ト併セ請求シ得ルモ再診料ハ之ヲ請求シ得ザルコトトシ一

- 5、藥治料ノ下ノ括弧ヲ左ノ如ク改ム
週間ニツキ一回ヲ限度トシテ請求スルコト
（容器代ハ患者ノ負擔トス但シ一個金十錢トシ患者之ヲ返還シタルトキハ其ノ負擔額ヲ返還スルコト）
- 6、藥治料中ノ内服藥ノ項括弧内但書ヲ削除スルコト
- 7、藥治料中頓服藥ノ次ニ「外用藥 一點」ヲ加ヘ含嗽藥以下點耳藥迄ハ外用藥ノ内書トスルコト
- 8、檢査料ノ下ノ括弧内ヲ除クコト
- 9、處置料ノ項應急人工呼吸ノ次ニ左ノ一項ヲ加フルコト
酸素吸入 一五點
- 10、注射料ノ項關節腔注射ノ次ニ左ノ一項ヲ

加フルコト 血液注射 五―一五點

11、理學的療法ノ項「レントゲン」治療ノ次ニ左ノ一項ヲ加フルコト
ラヂウム療法 三―一〇點

五〇疔時ニ付 一〇―一五點

二四〇〇疔時ニ付 二五〇―三五〇點

12、手術ノ雜部ノ項輸血術ノ點數ヲ左ノ通り改ムルコト

輸血術（靜脈内ニ輸血スル場合以外ハ血液注射ニ依ル）

一〇〇瓦以上第一回六〇點、第二回五〇點、第三回以降四〇點

一〇〇瓦未満第一回三〇點、第二回以降二〇點

13、入院料ノ項ヲ除キ備考中ニ「入院料ハ別ニ定ムル額ナルコト」

「入院中ニ於ケル手術料及精神病特殊療法料、ラヂウム療法料及十二指腸蟲、繼蟲驅除並レントゲン深部療法ヲ目的トシテ入院ノ場合ニ於ケル上記療法料ハ入院料以外ニ請求スルコトヲ得ルコト」ヲ加フルコト

〔注意〕

點數計算規程別表中の「初診料」及「酸素吸入」に関する診療報酬請求は昭和十七年四月一日より左記に依り取扱ふこと。

一 初診料は其の月に於て初診二回あるとも初診料は一回のみ請求すること。

二 酸素吸入は一本五〇〇立一五點の割とし之に據り難き場合は地方の實情により點數計算規程第三條第二項を適用するも差支なきこと。

第四 入院診療費

入院診療費は同表により算定し請求すること。

入院診療費算定表	
日額	入院料
三、〇〇〇 特殊入院二、四〇〇	適用地域 東京市、横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市 八王子市、立川市、川崎市、横須
	其ノ他

一、左記に付ては入院料以外に請求し得ること
イ、手術料（點數計算規程に依る）
ロ、精神病特殊療法料、ラヂウム療法料及十二指腸蟲、繼蟲驅除並レントゲン深部療法

- 九 篩骨蜂窠開放手術 は上顎竇著膿症根治手術の際上顎竇内より併施する場合又は鼻内より行ふ場合の何れを問はず、篩骨蜂窠開放手術料一五〇點乃至二〇〇點の範圍にて請求し得ること。
- 十 子宮癌に體腔管近照射 は一〇〇〇單位の照射一回に付二十五點程度にて請求すること。

附
録

附
錄

關係法令、規程、契約書

附錄 關係法令

第一 健康保險

一 健康保險法(抜萃)

第一章 總 則

第一條 健康保險ニ於テハ保險者カ被保險者ノ疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ關シ療養ノ給付又ハ傷病手當金、埋葬料、分娩費若ハ出産手當金ノ支給ヲ爲スモノトス

保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ト同一ノ世帯ニ屬シ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者(以下世帯員ト稱ス)ノ疾病又ハ負傷ノ療養ニ要シタル費用ニ付補給金ヲ支給スルコトヲ得

第六條 健康保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

第九條 行政官廳ハ必要アリト認ムルトキハ被保險者ノ異動及報酬並保險給付ノ決定ニ關シ當該官吏ヲシテ被保險者又ハ被保險者タリシ者ノ勤務場所ニ就キ關係者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ帳簿書類其ノ他ノ檢査ヲ爲サシムルコトヲ得

第二章 被保險者

第十三條 左ノ各號ノ一ニ該當スル工場、事業場又ハ事業ニ使用セラルル者ハ健康保険ノ被保險者トス但シ臨時ニ使用セラルル者ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ、一年ノ報酬千二百圓ヲ超ユル職員及職員健康保険法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ此ノ限ニ在ラス

- 一 工場法第一條ノ規定ニ依リ同法ノ適用ヲ受クル工場
- 二 鑛業法ノ適用ヲ受クル事業場又ハ工場
- 三 左ニ掲クル事業ニシテ常時五人以上ノ労働者ヲ使用スルモノ

- (イ) 物ノ製造、加工、選別、包装、修理又ハ解體ノ事業
- (ロ) 鑛物ノ探掘又ハ採取ノ事業
- (ハ) 電氣ノ傳導又ハ動力ノ發生若ハ傳導ノ事業
- (ニ) 地方鐵道法又ハ軌道法ノ適用ヲ受クル事業
- (ホ) (ニ)ニ掲クルモノヲ除クノ外貨物又ハ旅客ノ運送ノ事業ニシテ勅令ヲ以テ指定スルモノ
- (ヘ) 貨物積卸ノ事業
- (ト) 前各號ニ掲クルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業

第十四條 前條ノ工場、事業場又ハ事業ヲ除クノ外左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ノ事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ事業及之ニ附屬スル事業ニ使用セラルル者ヲ包括シテ健康保険ノ被保險者ト爲スコトヲ得前條ノ工場、事業場又ハ事

業ニ附屬スル事業ニ付亦同シ

- 一 前條第三號ノ事業ニシテ常時五人未滿ノ労働者ヲ使用スルモノ
 - 二 土木工事又ハ工作物ノ建設、保存、修理若ハ破壊ノ工事ニシテ主務大臣ノ指定スルモノ
 - 四 前各號ニ掲クルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業
- 前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ト爲ルヘキ者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス
 一事業ニ於テ作業ノ場所二以上アル場合ニ於テハ第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ主務大臣ハ其ノ一又ハ二以上ノ場所ニ於ケル作業ヲ一事業ト看做スコトヲ得

第十五條 前條ノ認可アリタルトキハ其ノ事業ニ使用セラルル者ハ健康保険ノ被保險者トス

第十三條但書ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十六條 第十三條ノ工場又ハ事業カ同條ノ規定ニ該當セサルニ至リタルトキハ其ノ工場又ハ事業ニ付第十四條ノ認可アリタルモノト看做ス

第十七條 第十三條及第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ業務ニ使用セラルルニ至リタル日又ハ第十三條但書若ハ第十五條第二項ノ規定ニ該當セサルニ至リタル日ヨリ其ノ資格ヲ取得ス

職員健康保険法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ハ同法第二十六條第一項ノ認可アリタル場合ニ於テハ其ノ認可アリタル日ノ翌日ヨリ健康保険ノ被保險者ノ資格ヲ取得ス

第十八條 第十三條及第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ハ死亡シタル日、其ノ業務ニ使用セラレサルニ至リタル日又ハ第十三條但書若ハ第十五條第二項ノ規定ニ該當スルニ至リタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス但シ其ノ事實アリタル日ニ更ニ前條第一項ノ規定ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第十九條 第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ使用スル事業主ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ被保險者ノ全部ヲシテ其ノ資格ヲ喪失セシムルコトヲ得

前項ノ認可ヲ申請スルニハ被保險者ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ認可アリタルトキハ被保險者ハ認可アリタル日ノ翌日ヨリ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十條 第十八條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ際引續キ六十日以上被保險者タリシモノハ勅令ノ定ムル期間内ニ申請ヲ爲ストキハ繼續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得、但シ職員健康保險又ハ船員保險ノ被保險者タル者ハ此ノ限ニ在ラス

第三章 保 險 者

第二十二條 健康保險ノ保險者ハ政府及健康保險組合トス

第二十三條 保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲必要ナル施設ヲナスコトヲ得

第二十三條ノ二 保險者ハ事業ニ支障ナキ場合ニ限り被保險者ニ非サル者ヲシテ保險者ノ施設ヲ利用セシムルコトヲ得、保險者ハ其ノ施設ヲ利用スル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ利用料ヲ請求スルコトヲ得

第二十四條 政府ハ健康保險組合ノ組合員ニ非サル被保險者ノ保險ヲ管掌ス

第二十五條 健康保險組合ハ其ノ組合員タル被保險者ノ保險ヲ管掌ス

第四章 保 險 給 付

第四十三條 被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付ヲ爲ス

前項ノ療養ノ給付ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ場合ニ於テ療養上必要アリト認ムルトキハ保險者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコトヲ得

第四十四條 療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第四十五條 被保險者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ其ノ期間傷病手當金トシテ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ支給ス

第四十六條 病院ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ傷病手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

第四十七條 療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付其ノ保險給付ヲ始メタル日ヨリ起算シ百八十日ヲ經過シタルトキハ之ヲ爲サス

主務大臣ノ指定スル疾病ニ關シテハ保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超エ通シテ一年ニ至ル迄繼續シテ療

養ノ給付及傷病手當金ノ支給ヲ爲スコトヲ得但シ其ノ保險給付ヲ始メタル日前勅令ノ定ムル期間引續キ被保險者タリシ者ニ限ル

傷病手當金ハ其ノ支給期間ヲ經過セサルトキト雖モ療養ノ給付ヲ爲シ得ル期間ヲ經過スルニ至リタルトキハ之ヲ支給セス

第四十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ保險者ハ前條ニ規定スル期間ヲ超エテ療養ヲ必要トスル者ニ對シ繼續シテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

- 一 他ノ法令ノ規定ニ依リ事業主ヨリ扶助ヲ受クヘキ者ニ付其ノ事業主ヨリ申請アリタルトキ
- 二 前號以外ノ場合ニ於テ療養ノ給付ニ要スル費用ノ償還ニ付擔保ヲ提供シ其ノ他確實ナル方法ヲ定メ本人又ハ第三者ヨリ申請アリタルトキ

前項第一號ノ場合ニ於テハ療養ノ給付ニ要シタル費用ニ相當スル金額ハ事業主ヨリ之ヲ徴收ス

第五十五條 被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ受クル者ハ被保險者トシテ保險給付ヲ受クルコトヲ得ヘカリシ期間繼續シテ同一保險者ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得

第六十條 被保險者又ハ被保險者タリシ者自己ノ故意ノ犯罪行爲ニ因リ又ハ故意ニ事故ヲ生セシメタルトキハ保險給付ヲ爲サス

第六十一條 被保險者鬪爭、泥酔若ハ著シキ不行跡ニ因リ又ハ故意ニ危害豫防ニ關スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ從ハサ

ルニ因リ事故ヲ生セシメタルトキハ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第六十三條 保險者ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハサル者ニ對シ之ニ支給スヘキ傷病手當金ノ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第六十四條 保險者ハ詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ對シ勅令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

第六十五條 保險者ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ヲ受クル者ノ診斷ヲ行フコトヲ得
保險者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ拒ミタル者ニ對シ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

第七章 罰 則

第八十七條 正當ノ理由ナクシテ第九條ノ規定ニ依ル當該官吏ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サス若ハ虛偽ノ答辯ヲ爲シ又ハ其ノ検査ヲ拒ミ、妨ケ若ハ忌避シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

二 健康保險法施行令(抜萃)

第四章 保 險 給 付

第七十四條 健康保險法第四十三條第一項ノ療養ノ給付ノ範圍左ノ如シ

一 診察

二 藥劑又ハ治療材料ノ支給

三 處置、手術其ノ他ノ治療

四 看護

五 被保險者ノ移送

前項第三號ノ給付ハ緊急ノ場合其ノ他保險者必要アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ニ要スル費用一回二十圓ヲ以テ限度トス

第一項第四號及第五號ノ給付ハ保險者必要アリト認ムル場合ニ於テ爲スモノニ限ル

第七十五條 前條第一項第一號乃至第三號ノ給付ニ付テハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師中自己ノ選定シタル者ニ就キ之ヲ受クルコトヲ得但シ健康保險法第十三條第三項ノ規定ニ依リ病院ニ收容セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第七十六條 前條ニ規定スル醫師又齒科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル藥劑師中自己ノ選定シタル者ニ就キ藥劑ヲ受クルコトヲ得

第七十七條 左ノ場合ニ於テハ健康保險法第四十四條ノ規定ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

一 保險者ニ於テ療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナリト認メタルトキ

二 被保險者カ保險者ノ承認ヲ受ケ其ノ指定セサル醫師又ハ齒科醫師ノ診療ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ被保險者ノ申

請アリタルトキ

三 被保險者カ緊急ノ場合ニ於テ保險者ノ指定セサル醫師、齒科醫師其ノ他ノ者ノ手當ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ被保險者ノ申請アリタルトキ

健康保險組合ハ前項各號ノ外規約ヲ以テ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得ル場合ヲ定ムルコトヲ得

第八十七條ノ二 健康保險法第一條第二項ノ補給金ノ支給ハ引續キ一年以上被保險者タリシ者ト同一ノ世帯ニ屬シ專ラ

其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者ノ疾病又ハ負傷ニ關スルモノニ限ル

第八十七條ノ三 健康保險法第一條第二項ノ補給金ハ前條ノ傷病又ハ負傷ノ療養ニ關シ入院ニ要スル費用又ハ一回十圓

以上ノ處置料若ハ手術料ニ付保險者ニ於テ必要アリト認メタル場合ニ於テ之ヲ支給ス

補給金ノ額ハ保險者ノ定ムル所ニ依リ前項ノ費用ヲ計算シタル額ノ二分ノ一ニ相當スル額トス但シ現ニ要シタル費用ノ二分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ス

補給金ヲ支給スヘキ療養ノ期間ニ付テハ健康保險法第四十七條第一項及第二項ノ規定ヲ準用ス

前條ノ疾病又ハ負傷ニ關シ他ノ法令ノ規定ニ依リ療養費ノ支給又ハ療養アリタルトキハ其ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ補給金ハ之ヲ支給セス

第八十八條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケムトシタル者ニ對シテハ保險者ハ百八十日以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スヘキ傷病手當金又ハ出産手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ此

欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
 前項ノ決定ハ保險者ニ於テ其ノ事實ヲ知リタルトキ遅滞ナク之ヲ爲シ本人ニ通知スヘシ
 被保險者業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ拘ラス傷病手當金ヲ支給ス
 前項ノ給付ヲ爲シタル期間ハ第一項ノ百八十日ノ期間ノ計算ニ付テハ之ヲ算入セス

三 健康保險法施行規則（抜萃）

第一章 總 則

第一條 政府ノ管掌スル保險ハ健康保險法第十三條又ハ同法第十五條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ其ノ被保險者ノ使
 用セラルル工場、事業場又ハ工場若ハ事業場ナキ事業ニ在リテハ事務所ノ所在地ヲ管轄スル地方長官（東京府ニ在リ
 テハ警視總監以下之ニ同シ）ニ於テ、同法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ其ノ被保險者ノ住所地ヲ管轄スル
 地方長官ニ於テ之ヲ掌ル

第九條 保險者ニ於テ被保險者ノ健康ヲ保持スル爲ニ爲スコトヲ得ル施設左ノ如シ

- 一 保健ニ關スル宣傳
- 二 傷病ノ豫防ニ關スル施設
- 三 健康診斷ニ關スル施設

四 保養ニ關スル施設

五 前各號ニ掲クルモノノ外保險者ニ於テ必要アリト認ムル施設

第四章 保險給付

第四十五條 被保險者療養ノ給付ヲ受ケムトスルトキハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師（以下保險醫ト稱ス）ニ
 之ヲ申出ツヘシ

前項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テハ被保險者ハ被保險者證ヲ其ノ保險醫ニ提出スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ此
 ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遅滞ナク被保險者證ヲ其ノ保險醫ニ提出スヘシ

第一項ノ申出ヲ爲ス場合ニ於テ疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ被保險者ハ之ニ關スル事業主ノ證
 明書ヲ提出スヘシ

健康保險法第四十八條第一項ノ規定ニ依リ繼續シテ療養ノ給付ヲ受クルコトヲ得ル者療養ノ給付ヲ受ケムトスルトキ
 ハ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得ルモノナルコトヲ保險者ニ於テ承認シタル書面ヲ提示シテ之ヲ保險醫ニ申出ツヘシ

第四十六條 保險醫被保險者ニ對シ療養ヲ爲ササルニ至リタルトキハ遅滞ナク被保險者證ヲ被保險者ニ返還スヘシ但シ
 其ノ被保險者死亡シタルトキハ埋葬料又ハ健康保險法第四十九條第二項若ハ同法第五十六條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ
 受クヘキ者ニ之ヲ返還スヘシ

保險醫前項ノ規定ニ依リ被保險者證ヲ返還スルトキハ被保險者證ノ第二面ニ掲クル事項ヲ之ニ記載スヘシ

第一項ノ場合ニ於テ保險醫第四十七條第一項ノ規定ニ依リ療養證明書ヲ交付シタルモノナルトキハ第一項ノ規定ニ拘ラス其ノ療養證明書ノ全部返納アリタルトキ被保險者證ヲ返還スヘシ但シ保險醫變更ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第四十七條 保險醫ノ療養ヲ受クル被保險者同時ニ他ノ保險醫ニ就キ療養ヲ受クルノ必要アルトキハ被保險者證ヲ保管スル保險醫ニ就キ様式第十三號ニ依ル療養證明書ノ交付ヲ受クヘシ

前項ノ療養證明書ハ之ヲ被保險者證ト看做シ前二條ノ規定ヲ適用ス

被保險者保險醫ヨリ療養證明書ノ返還ヲ受ケタルトキハ之ヲ交付シタル保險醫(保險醫變更ノ場合ニ於テハ變更後ノ保險醫)ニ遲滞ナク返納スヘシ

第四十九條 被保險者ノ療養ノ爲必要アリト認ムルトキハ保險醫ハ地方長官又ハ健康保險組合ノ承認ヲ受ケ他ノ保險醫ノ診療ヲ求ムルコトヲ得

緊急ノ必要アリト認ムルトキハ保險醫ハ前項ノ規定ニ拘ラス直ニ他ノ保險醫ノ診療ヲ求ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ診療後遲滞ナク其ノ事由ヲ地方長官又ハ健康保險組合ニ報告スヘシ

第五十條 保險醫被保險者ヨリ處方箋ヲ求メラレタルトキハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス

被保險者ニ對シ處方箋ヲ交付スル場合ニ於テハ保險醫ハ様式第十四號ニ依リ之ヲ作製スヘシ

第五十一條 被保險者前條ノ規定ニ依ル處方箋ニ依リ藥劑ノ支給ヲ受ケムトスルトキハ保險者ノ指定シタル藥劑師(以下保險藥劑師ト稱ス)ニ之ヲ提出スヘシ

第五十二條 療養ノ給付ヲ受クル疾病又ハ負傷カ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ被保險者ハ其ノ事實、第三者ノ氏名及住所(氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨)並疾病又ハ負傷ノ狀況ヲ遲滞ナク地方長官又ハ健康保險組合ニ届出ツヘシ

第五十六條ノ二 被保險者健康保險法施行令第七十四條第一項第三號(一回ノ費用二十圓ヲ超ユル場合ニ限ル)乃至第五號ノ給付ヲ受ケ又ハ病院ニ入院セムトスルトキハ第五十三條第一項第一號乃至第三號ニ掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク申請書記載事項及已ムヲ得サル事由ヲ記載シタル届書ヲ提出スヘシ

前項ノ申請書又ハ届書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書ヲ添付スヘシ

- 一 健康保險法施行令第七十四條第一項第三號乃至第五號ノ給付又ハ入院ヲ必要ト認ムル事由
- 二 給付ノ内容及之ニ要スヘキ費用ノ見積額
- 三 病院ニ入院セムトスル場合ニ在リテハ入院ノ期間

第五十六條ノ二 被保險者健康保險法第四十七條第二項ノ規定ニ依ル療養ノ給付ヲ受ケムトスルトキハ其ノ給付ヲ受ケルコトヲ得ヘキコトヲ保險者ニ於テ認定シタル書面ヲ提出シテ之ヲ保險醫ニ申出ツヘシ

被保險者前項ノ規定ニ依ル認定ヲ受ケムトスルトキハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號

二 療養ノ給付開始年月日

前項ノ申請書ニハ其ノ疾病カ結核性疾病ナルコトヲ證スルニ足ル醫師ノ意見書ヲ添附スヘシ
前二項ノ規定ハ健康保險法第四十七條第二項ノ期間ニ支給スル補給金ニ付之ヲ準用ス

第五十六條ノ四 被保險者其ノ世帯員ノ疾病又ハ負傷ニ關シ健康保險法施行令第八十七條ノ三ノ規定ニ依リ入院、處置又ハ手術ノ承認ヲ受ケムトスルトキハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク申請書記載事項及已ムヲ得サル事由ヲ記載シタル届書ヲ提出スヘシ

一 被保險者證ノ記號及番號

二 診療ヲ受ケントスル世帯員ノ氏名、生年月日及被保險者トノ続柄

三 發病又ハ負傷ノ年月日及原因

四 診療ヲ受ケントスル醫師又ハ齒科醫師ノ氏名及住所

前項ノ申請書又ハ届書ニハ世帯員タルコトヲ證スルニ足ル事業主ノ證明書及左ノ事項ヲ記載シタル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書ヲ添附スヘシ

一 入院又ハ一回十圓以上ノ處置又ハ手術ヲ必要ト認ムル事由

二 診療ノ内容及費用

三 入院診療ノ場合ニ在リテハ入院ノ期間

第五十六條ノ五 補給金支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一 被保險者證ノ記號及番號

二 診療ヲ受ケタル世帯員ノ氏名

三 診療ノ内容

四 診療ヲ受ケタル醫師又ハ齒科醫師ノ氏名及住所

五 診療ニ要シタル費用ノ額

第五十六條ノ六 世帯員保險醫以外ノ者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於ケル補給金支給ノ請求書ニハ前條各號ニ掲クル事項ノ外診療ニ要シタル費用ノ額ニ關スル證憑書類ヲ添附スヘシ

第五十七條 傷病手當金支給ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一 被保險者證ノ記號及番號

二 發病又ハ負傷ノ年月日及原因

三 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナリヤ否ヤノ別

四 勞務ニ服スルコト能ハサリシ期間

五 傷病手當金カ健康保險法施行令第七十九條又ハ同令第八十七條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ專ラ被保險者ニ依リ

生計ヲ維持スル者ノ氏名、生年月及被保険者トノ続柄、收容セラレタル病院、病舎又ハ療養所ノ名稱及所在地並收
容セラレタル年月日及期間

六 傷病手當金カ健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依ルモノナルトキハ其ノ報酬ノ額及期間

七 傷病手當金カ健康保險法施行令第八十六條ノ規定ニ依ルモノナルトキハ受クルコトヲ得ヘカリシ報酬ノ額及期間

受クルコト能ハサリシ報酬ノ額及期間並健康保險法施行令第八十五條但書ノ規定ニ依リ受ケタル傷病手當金ノ額及

報酬ヲ受クルコト能ハサリシ事由

前項ノ請求書ニハ左ニ掲クル書類ヲ添附スヘシ

一 前項第四號ノ期間ニ關スル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書及事業主ノ證明書

二 疾病又ハ負傷カ業務上ノ事由ニ因ルモノナルトキハ之ニ關スル事業主ノ證明書

療養ノ給付ヲ受クルコト困難ナル爲療養費 支給ヲ受クル場合ニ於テハ傷病手當金支給ノ請求書ニハ前項各號ノ書類

ハ之ヲ添附スルコトヲ要セス此ノ場合ニ於テハ請求書ニ其ノ旨ヲ記載スヘシ

同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付引續キ傷病手當金ノ請求ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ請求書ニ第二項第

二號ノ證明書ヲ添附スルコトヲ要セス

第五十八條 健康保險法第四十八條第一項ノ規定ニ依ル療養ノ給付ノ申請書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

一 被保險者ノ氏名並被保險者證ノ記號及番號

二 療養ノ給付ヲ受ケムトスル期間

三 療養ニ要スル費用ノ見積額

四 現ニ療養ヲ受クル保險醫ノ氏名及住所

五 健康保險法第四十八條第一項第一號ノ場合ニ於テハ事業主ニ於テ扶助ヲ爲スヘキ義務ノ基ク法令ノ條項

六 健康保險法第四十八條第一項第二號ノ場合ニ於テハ擔保ノ種類、數量及價格又ハ費用ノ償還ニ付定メタル方法

第六十六條ノ二 保險給付ヲ受ケムトスル者ヨリ第四十七條第一項ノ規定ニ依ル療養證明書、第五十六條ノ二第二項、

第五十六條ノ三第三項、第五十六條ノ四第二項第五十七條第二項若ハ第六十二條第二項ノ規定ニ依ル意見書又ハ第六

十一條ノ規定ニ依ル證明書ヲ求メラレタルトキハ保險醫ハ正當ノ事由アルニ非サレハ之ヲ拒ムコトヲ得ス第六十四條

ノ規定ニ依ル意見又ハ證明ノ記載ヲ求メラレタルトキ亦同シ

第六十六條ノ三 地方長官又ハ健康保險組合ハ保險醫及保險藥劑師ニ就キ療養ノ給付ニ關シ帳簿書類ヲ檢閲シ、説明ヲ

求メ又ハ報告ヲ徵スルコトヲ得

第六十七條 健康保險組合ハ其ノ管掌スル保險ノ給付ニ關スル手續ニ付第四十五條乃至第六十二條ノ規定ニ拘ラス別段

ノ定ヲ爲スコトヲ得

第七十一條 本章ニ於テ被保險者トアルハ被保險者ノ資格喪失後保險給付ヲ受クル者ヲ含ムモノトス

第八十一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第十七條第二項、第二十一條第一項及第五十二條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ其ノ届書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

二 事業主以外ノモノニシテ第二十條ノ二ノ第二項ノ規定ニ依ル被保険者證ノ返納又ハ提出ヲ怠リタル者

三 第二十三條ノ二第一項但書、第四項若ハ第五項ノ規定ニ依ル被保険者證ノ返納又ハ同條第三項ノ規定ニ依ル被保

險者證ノ提出ヲ怠リタル者

四 第四十七條第三項ノ規定ニ依ル療養證明書ノ返納ヲ怠リタル者

四 健康保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬

醫院等ニ關スル件(抜萃)

第一條 官公立ノ大學附屬醫院其ノ他之ニ準スヘキ病院ハ健康保險ノ被保険者ノ委嘱ニ依リ健康保險法施行令第七十四條

第一項第一號乃至第三號ノ療養ノ給付(往診ヲ除ク)ヲ爲スコトヲ得

被保険者前項ノ病院ニ就キ療養ノ給付ヲ受クル場合ニ於テ其ノ給付ノ手續ハ當該病院ノ定ムル所ニ依ル

第二條 前條ノ病院ニ於テ處方箋ノ交付ヲ受ケタルトキハ被保険者ハ健康保險法施行令第七十六條ノ規定ニ依リ被保険者ノ指定シタル藥劑師中自己ノ選定シタル者ニ就キ藥劑ヲ受クルコトヲ得

第三條 第一條ノ病院ハ内務大臣、文部大臣ト協議シテ之ヲ定ム

五 健康保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院等

ニ關スル勅令施行ニ關スル件(抜萃)

第一條 昭和二年八月勅令第二百六十八號健康保險ノ療養ノ給付ヲ爲ス大學附屬醫院等ニ關スル件(以下勅令ト稱ス)

第三條ノ規定ニ依リ定メタル官公立ノ大學附屬醫院其ノ他之ニ準スヘキ病院(以下病院ト稱ス)ハ厚生大臣及文部大臣之ヲ告示ス

第四條 健康保險法施行令第七十五條ノ規定ニ依リ被保険者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師(以下保險醫ト稱ス)ニシテ

第五條第一項ノ規定ニ依リ療養證明書ヲ交付シタル者健康保險法施行規則第四十六條第一項ノ規定ニ依リ被保険者證ヲ返還スヘキ場合ニ於テハ其ノ療養證明書ノ全部返納アリタルトキ之ヲ返還スヘシ但シ保險醫變更ノ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第五條 保險醫ノ療養ヲ受クル被保険者同時ニ病院ニ就キ療養ヲ受クル必要アルトキ又ハ病院ノ療養ヲ受クル被保険者同時ニ保險醫若ハ他ノ病院ニ就キ療養ヲ受クル必要アルトキハ被保険者證ヲ保管スル保險醫又ハ病院ニ就キ療養證明書ノ交付ヲ受クヘシ

前項ノ療養證明書ハ之ヲ被保険者證ト看做シ第二條、第三條、健康保險法施行規則第四十五條及第四十六條ノ規定ヲ

適用ス

被保険者病院又ハ保険醫ヨリ第一項ノ療養證明書ノ返還ヲ受ケタルトキハ之ヲ交付シタル保険醫又ハ病院（保險醫又ハ病院變更ノ場合ニ於テハ變更後ノ保険醫又ハ病院）ニ遲滞ナク返納スヘシ

第二 職員健康保險

一 職員健康保險法（抜萃）

第一章 總 則

第一條 職員健康保險ニ於テハ被保險者ノ疾病、負傷、死亡又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ爲スモノトス
保險者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ト同一ノ世帯ニ屬シ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者（以下世帯員ト稱ス）ノ疾病又ハ負傷ニ關シ保險給付ヲ爲スコトヲ得

第六條 職員健康保險ニ關スル書類ニハ印紙稅ヲ課セス

保險給付トシテ支給ヲ受ケタル金品ヲ標準トシテ租稅其ノ他ノ公課ヲ課セス

第二章 被 保 險 者

第十八條 左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ノ事業所ニシテ市又ハ主務大臣ノ指定スル町村（以下指定町村ト稱ス）ニ在ル

モノニ使用セラルル者ハ職員健康保險ノ被保險者トス

一 物ノ販賣ニ關スル事業

二 金融又ハ保險ニ關スル事業

三 物ノ保管又ハ賃貸ニ關スル事業

四 媒介周旋ニ關スル事業

五 集金、案内又ハ廣告ニ關スル事業

六 前各號ニ掲クルモノノ外勅令ヲ以テ指定スル事業

前項第一號乃至第五號ニ掲クル事業ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ規定ニ拘ラス左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ職員健康保險ノ被保險者トセス

一 第一項ニ規定スル者ヲ常時十人未滿使用スル事業所ニ使用セラルル者

二 健康保險ノ被保險者及健康保險法第十四條第一項ノ規定ニ依リ健康保險ノ被保險者ト爲ルコトヲ得ル者

三 一年ノ報酬千二百圓ヲ超ユル者

四 前各號ニ掲クル者ノ外勅令ヲ以テ指定スル者

第二十七條 第二十五條ノ規定ニ依リ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日前二月以上引續キ被保險者タリシ

モノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ引續シテ被保險者ト爲ルコトヲ得

第二十八條 前條ノ規定ニ依ル被保險者ハ前條ノ規定ニ依リ被保險者ト爲リタル日ヨリ六月ヲ經過シタルトキ其ノ他勅令ヲ以テ定ムル事由ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ資格ヲ喪失ス

第二十五條ノ規定ハ前條ノ規定ニ依ル被保險者カ死亡シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三章 保 險 者

第二十九條 職員健康保險ノ保險者ハ政府及職員健康保險組合トス

第三十條 政府ハ職員健康保險組合ノ組合員ニ非サル被保險者ノ保險ヲ管掌ス

第三十一條 職員健康保險組合ハ其ノ組合員タル被保險者ヲ管掌ス

第三十二條 職員健康保險組合ハ事業主及其ノ事業所ニ使用セラルル被保險者ヲ以テ之ヲ組織ス

職員健康保險組合ハ法人トス

第四章 保險給付及保健施設

第四十七條 被保險者カ其ノ疾病又ハ負傷ニ關シ療養ヲ受ケタルトキハ療養費ヲ支給ス

前項ノ療養費ヲ支給スヘキ療養ノ範圍竝ニ療養費ノ額及支給方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

保險者ハ第一項ノ規定ニ拘ラス勅令ノ定ムル所ニ依リ被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シ療養費ノ支給ニ代ヘテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ者ヨリ費用ノ一部ヲ徴收スルコトヲ得

第四十八條 療養費ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シ其ノ療養ヲ始メタル日ヨリ起算シ六月ヲ經過

シタル後ノ療養ニ付テハ之ヲ支給セス

主務大臣ノ指定スル疾病ニ關シテハ保險者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ期間ヲ超エ尙六月以内ノ療養ニ付繼續シテ

療養費ヲ支給スルコトヲ得但シ其ノ療養ヲ始メタル日前勅令ノ定ムル期間引續キ被保險者タリシ者ニ限ル

第四十九條 被保險者カ療養ノ爲引續キ勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ勞務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ

起算シ三月ヲ經過シタル日ヨリ其ノ後ニ於ケル勞務ニ服スルコト能ハサル期間傷病手當金トシテ一日ニ付報酬日額ノ

百分ノ五十ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ日給ヲ受クル被保險者ニ付テハ勞務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ

起算シ十日ヲ經過シタル日ヨリ之ヲ支給ス

前項ノ傷病手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコト得

保險者ハ第一項ノ規定ニ拘ラス勅令ノ定ムル所ニ依リ傷病手當金ノ支給ノ待期ヲ短縮シ又ハ廢スルコトヲ得

第五十條 傷病手當金ノ支給期間ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ關シテハ三月ヲ以テ限度トス但シ日

給ヲ受クル被保險者ニ付テハ六月ヲ以テ限度トス

第四十八條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

傷病手當金ハ其ノ支給期間ヲ經過セサルトキト雖モ療養費ノ支給ヲ爲シ得ル期間ヲ經過スルニ至リタルトキハ之ヲ支

給セス

第五十一條 被保險者カ死亡シタルトキハ被保險者ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ埋葬ヲ行フモノニ對シ埋葬料トシ

テ報酬月額ノ一月分ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ其ノ金額カ三十圓ニ滿タサルトキハ之ヲ三十圓トス
被保險者カ死亡シタル場合ニ於テ前項ノ規定ニ依リ埋葬料ノ支給ヲ受クヘキ者ナキトキハ埋葬ヲ行ヒタル者ニ對シ前
項ノ金額ノ範圍内ニ於テ其ノ埋葬ニ要シタル費用ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十二條 被保險者カ分娩シタルトキハ分娩費トシテ二十圓ヲ、出産手當金トシテ分娩ノ前後勅令ヲ以テ定ムル期間
一日ニ付報酬日額ノ百分ノ五十ニ相當スル金額ヲ支給ス

第五十三條 保險者ハ被保險者ヲ産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲スコトヲ得

産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ分娩費及出産手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之
ヲ減額スルコトヲ得

第五十四條 分娩ニ關スル保險給付ニ付テハ勅令ヲ以テ分娩前一定ノ期間被保險者タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲ササルコ
トヲ定ムルコトヲ得

第五十五條 出産手當金ノ支給ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間傷病手當金ハ之ヲ支給セス

第五十六條 被保險者ノ資格ヲ喪失シタル際疾病、負傷又ハ分娩ニ關シ保險給付ヲ受クル被保險者ハ被保險者トシテ保
險給付ヲ受クルコトヲ得ヘカリシ期間繼續シテ同一保險者ヨリ其ノ給付ヲ受クルコトヲ得但シ被保險者ノ資格喪失ノ
日前勅令ノ定ムル期間引續キ被保險者タリシ場合ニ非サレハ之ヲ受クルコトヲ得サルモノト爲スコトヲ得

第五十八條 被保險者タリシ者カ被保險者ノ資格ヲ喪失シタル日後勅令ヲ以テ定ムル期間内ニ分娩シタルトキハ分娩ニ

關シ被保險者トシテ受クルコトヲ得ヘカリシ保險給付ヲ最後ノ保險者ヨリ受クルコトヲ得

第六十三條 被保險者又ハ被保險者タリシ者カ自己ノ故意ノ犯行爲ニ因リ又ハ故意ニ事故ヲ生セシメタルトキハ保險
給付ヲ爲サス

第六十四條 被保險者カ闘争、泥酔若ハ著シキ不行跡ニ因リ又ハ故意ニ危害豫防ニ關スル業務上ノ監督者ノ指揮ニ從ハ
サルニ因リ事故ヲ生セシメタルトキハ傷病手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサルコトヲ得

第六十六條 保險者ハ正當ノ理由ナクシテ療養ニ關スル指揮ニ從ハサル者ニ對シ之ニ支給スヘキ傷病手當金ノ一部ヲ支
給セサルコトヲ得

第六十八條 保險者ハ必要アリト認ムルトキハ保險給付ヲ受クル者ノ診斷ヲ行フコトヲ得
保險者ハ正當ノ理由ナクシテ前項ノ診斷ヲ受ケサル者ニ對シ保險給付ノ全部又ハ一部ヲ爲ササルコトヲ得

第六十九條 保險者ハ事故カ第三者ノ行爲ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保險給付ヲ爲シタルトキハ其ノ給付ノ價額ノ限
度ニ於テ被保險者又ハ被保險者タリシ者カ第三者ニ對シテ有ル損害賠償請求ノ權利ヲ取得ス

第七十條 保險者ハ被保險者ノ健康ヲ保持増進スル爲左ノ施設ヲ爲スコトヲ得
一 疾病又ハ負傷ノ豫防ニ關スル施設

二 健康診斷ニ關スル施設

三 保養ニ關スル施設

四 其ノ他健康ノ保持増進ニ關スル施設

第七十一條 保險者ハ事業ニ支障ナキ場合ニ限り被保險者ニ非サル者ヲシテ保險者ノ施設ヲ利用セシムルコトヲ得
保險者ハ其ノ施設ヲ利用スル者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ利用料ヲ請求スルコトヲ得

第七十二條 第六十三條、第六十五條第一項及第二項、第六十八條並ニ第六十九條ノ規定ハ世帯員ニ之ヲ準用ス

第五十六條ノ規定ハ第一條第二項ノ保險給付ニ之ヲ準用ス

第五章 費用ノ負擔

第七十三條 國庫ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ職員健康保險事業ニ要スル費用ノ一部ヲ負擔ス

第七十四條 保險者ハ職員健康保險事業ニ要スル費用ニ充ツル爲保險料ヲ徵收ス

保險料ノ算定ニ關スル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七十五條 被保險者及被保險者ヲ使用スル事業主ハ各保險料額ノ二分ノ一ヲ負擔ス但シ第二十七條ノ規定ニ依ル被保險者ハ其ノ全額ヲ負擔ス

二 職員健康保險施行令(抜萃)

第四章 保險給付

第七十五條 職員健康保險法第四十七條第一項ノ療養費ヲ支給スヘキ療養ノ範圍ハ左ノ如シ

一 診察

二 藥劑又ハ治療材料ノ支給

三 處置、手術其ノ他ノ治療

四 診療所收容

五 看護

六 移送

前項第三號ノ療養ハ緊急ノ場合其ノ他保險者カ必要アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ニ要スル費用一回二十圓以下ノモノニ限ル

第一項第四號乃至第六號ノ療養ハ保險者カ必要アリト認ムルモノニ限ル

第七十六條 療養費ノ額ハ療養ニ要スル費用ノ十分ノ六乃至十分ノ八ノ範圍内ニ於テ厚生大臣ノ定ムル割合ヲ標準トシテ算定シタル額トス

前項ノ療養ニ要スル費用ハ厚生大臣ノ定ムル所ニ依リ之ヲ算定ス

特別ノ事由アル場合ニ於テハ職員健康保險組合ハ前項ノ規定ニ拘ラス規約ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得

第七十七條 被保險者カ保險者ノ指定シタル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ保險者ハ其ノ被保險者カ當該醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ對シ支拂フヘキ療養ニ要シタル費用ニ付療養費トシテ被保險者ニ對シ

支給スヘキ額ノ限度ニ於テ被保險者ニ代リ當該醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ對シ之ヲ支拂フコトヲ得
前項ノ規定ニ依リ醫師、齒科醫師又ハ藥劑師ニ對シ費用ヲ支拂ヒタル場合ニ於テハ其ノ限度ニ於テ被保險者ニ對シ療
養費ヲ支給シタルモノト看做ス

被保險者カ保險者ノ指定シタル醫師、齒科醫師又ハ藥劑師以外ノ者ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於ケル療養費ノ支給
方法ハ厚生大臣之ヲ定ム

第七十八條 保險者カ診療所ヲ有スルトキ其ノ他保險者ニ於テ必要アリト認ムルトキハ職員健康保險法第四十七條第三
項ノ規定ニ依リ療養費ノ支給ニ代ヘテ療養ノ給付ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ被保險者カ職員健康保險組合ナルトキハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第七十九條 職員健康保險法第四十七條第三項ノ規定ニ依リ徵收スル一部負擔金ノ額ハ療養ノ給付ニ要スル費用ノ十分
ノ二乃至十分ノ四ノ範圍内ニ於テ厚生大臣ノ定ムル割合ヲ標準トシテ算定シタル額トス

第七十九條ノ三、職員健康保險法第四十八條第二項但書ノ規定ニ依ル期間ハ六月トス第八十四條第二項ノ規定ハ前項ノ
場合ニ之ヲ準用ス

第八十條 診療所ニ收容セラレタル被保險者ニ對シ支給スヘキ傷病手當金ハ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキ場
合ニ於テハ標準報酬日額ノ百分ノ二十ニ相當スル金額トス

第八十一條 職員健康保險組合ハ職員健康保險法第四十九條第三項ノ規定ニ依リ傷病手當金ノ支給ノ待期ヲ短縮シ又ハ

廢スル場合ニ於テハ規約ヲ以テ之ヲ定ムヘシ

第八十二條 出産手當金ハ被保險者カ分娩ノ日前二十八日、分娩ノ日以後四十二日以内ニ於テ勞務ニ服セザリシ期間之
ヲ支給ス

分娩ノ日カ其ノ豫定日ヨリ後レタルトキハ保險者ハ前項ノ分娩ノ日前ノ期間ヲ七日以内延長スルコトヲ得

第八十三條 産院ニ收容シ又ハ助産ノ手當ヲ爲シタル被保險者ニ對シ支給スヘキ分娩費ノ額ハ十圓トス

第八十條ノ規定ハ産院ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スル出産手當金ニ之ヲ準用ス

第八十四條 分娩ニ關スル保險給付ハ分娩前一年以内ニ於テ百八十日以上被保險者タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲サス

職員健康保險法第二十條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ同法第十九條ノ認可アリタル際健康保險ノ被保險者タリシモノ
ニ關シテハ前項ノ期間ノ計算ニ付健康保險ノ被保險者タリシ期間ヲ合算ス

第八十五條 職員健康保險法第五十六條ノ規定ニ依ル保險給付ハ被保險者ノ資格喪失ノ日前六月以上引續キ被保險者
タリシ者ニ非サレハ之ヲ爲サス

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第八十六條 職員健康保險法第五十八條ノ規定ニ依ル期間ハ之ヲ六月トス

第九十一條ノ二、職員健康保險法第一條第二項ノ規定ニ依ル保險給付ハ引續キ一年以上被保險者タリシ者ト同一ノ世帯
ニ屬シ專ラ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スル者ノ疾病又ハ負傷ニ要シタル費用ニ付補給金トシテ之ヲ支給ス

第八十四條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第九十一條ノ三 前條ノ補給金ハ同條ノ疾病又ハ負傷ノ療養ニ關シ入院ニ要スル費用又ハ一回十圓以上ノ處置料若ハ手術料ニ付保險者ニ於テ必要アリト認メタル場合ニ於テ之ヲ支給ス

補給金ノ額ハ前項ノ療養ニ要スル費用ノ十分ノ五ヲ標準トシテ保險者ノ算定シタル額トス

第一項ノ療養ニ要スル費用ハ第七十六條第二項ノ規定ニ依リ厚生大臣ノ定ムル算定方法ニ依リ之ヲ算定ス

職員健康保險法第四十八條ノ規定ハ補給金ヲ支給スヘキ療養ノ期間ニ之ヲ準用ス

前條ノ疾病又ハ負傷ニ關シ他ノ法令ノ規定ニ依リ療養費ノ支給又ハ療養アリタルトキハ其ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ補給金ハ之ヲ支給セス

第九十一條ノ四 第七十七條ノ規定ハ第九十一條ノ二ノ補給金ノ支給ニ之ヲ準用ス

第九十二條 詐欺其ノ他不正ノ行爲ニ依リ保險給付ヲ受ケ又ハ受ケントシタル者ニ對シテハ保險者ハ六月以内ノ期間ヲ定メ其ノ者ニ支給スヘキ傷病手當金又ハ出產手當金ノ全部又ハ一部ヲ支給セサル旨ノ決定ヲ爲スコトヲ得但シ詐欺其ノ他不正ノ行爲アリタル日ヨリ一年ヲ經過シタルトキハ此ノ限ニ在ラス

前項ノ決定ハ保險者ニ於テ其ノ事實ヲ知リタルトキ遲滞ナク之ヲ爲シ本人ニ通知スヘシ

三 職員健康保險法施行規則(抜萃)

第二章 被保險者

第三十二條 地方長官又ハ組合ハ様式第七號ニ依ル被保險者證ヲ被保險者ニ交付スヘシ

地方長官又ハ組合ハ被保險者證ヲ交付セントスルトキハ之ヲ被保險者ヲ使用スル事業主ニ送付スヘシ但シ法第二十七條ノ規定ニ依ル被保險者ナル場合ニ於テハ之ヲ被保險者ニ送付スヘシ

前項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ送付アリタルトキハ事業主ハ遲滞ナク之ヲ被保險者ニ交付スヘシ
被保險者ノ氏名又ハ事業所ノ名稱若ハ所在地ニ變更アリタルトキハ被保險者證ノ改訂ヲ受クル爲被保險者ハ遲滞ナク之ヲ事業主ニ提出スヘシ被保險者證ノ記號又ハ番號ニ變更アリタルトキ亦同シ

前項ノ規定ニ依ル被保險者證ノ提出アリタルトキハ事業主ハ遲滞ナク其ノ改訂ヲ爲シ之ヲ被保險者ニ返付スヘシ
法第二十七條ノ規定ニ依ル被保險者(組合ニ屬スル者ヲ除ク)ハ道府縣ニ涉リ住所ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク被保險者證ヲ變更後ノ住所地ヲ管轄スル地方長官ニ提出シテ其ノ改訂ヲ受クヘシ

被保險者證ヲ滅失若ハ毀損シタルトキ又ハ被保險者證ニ餘白ナキニ至リタルトキハ被保險者ハ遲滞ナク被保險者證ヲ添へ(滅失ノ場合ヲ除ク)其ノ旨ヲ地方長官又ハ組合ニ届出ツヘシ

第三十三條 被保險者(法第二十七條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク)ハ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ其ノ保險者ニ變更アリタルトキハ其ノ被保險者證ヲ遲滞ナク事業主ニ提出スヘシ但シ第六十條第一項ノ規定ニ依リ被保險者證ヲ提出スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

被保險者（法第二十七條ノ規定ニ依ル被保險者ヲ除ク）カ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ其ノ保險者ニ變更アリタルトキハ事業主ハ遲滞ナク被保險者證ヲ回收シ之ヲ地方長官又ハ組合ニ返納スヘシ
被保險者ノ資格喪失ニ因リ事業主ノ返納スヘキ被保險者證ハ之ヲ資格喪失届ニ添附スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由ヲ資格喪失届ニ附記スヘシ第一項但書ノ規定ニ依リ被保險者證ヲ返納シ能ハサルトキ亦同シ

法第二十七條ノ規定ニ依ル被保險者カ其ノ資格ヲ喪失シタルトキ又ハ其ノ保險者ニ變更アリタルトキハ其ノ者ニ於テ被保險者證ヲ五日以内ニ地方長官又ハ組合ニ返納スヘシ

第六十條第一項ニ掲クル者カ其ノ給付ヲ受ケサルニ至リタルトキハ其ノ者ニ於テ被保險者證ヲ五日以内ニ地方長官又ハ組合ニ返納スヘシ

第一項若ハ前二項ノ資格喪失ノ原因死亡ナルトキ又ハ第一項ノ規定ニ依リ被保險者證ヲ提出スヘキ者若ハ前二項ノ規定ニ依リ被保險者證ヲ返納スヘキ者カ死亡シタルトキハ埋葬料又ハ法第五十一條第二項若ハ法第五十七條第二項ノ埋葬費ノ支給ヲ受クヘキ者ニ於テ其ノ請求ノ際被保險者證ヲ地方長官又ハ組合ニ返納スヘシ

第四章 保 險 給 付

第五十四條 被保險者ハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ齒科醫師（以下保險醫ト稱ス）ニ就キ診療ヲ受ケントスルトキハ其ノ都度被保險證ヲ其ノ保險醫ニ提示スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ其ノ

事由止ミタル後遲滞ナク被保險者證ヲ其ノ保險醫ニ提示スヘシ

前項ノ規定ハ被保險者カ保險者ノ指定シタル藥劑師（以下保險藥劑師ト稱ス）ニ就キ處方箋ニ依ル藥劑ノ支給ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條 前條ノ規定ニ依リ被保險者證ノ提示ヲ受ケタルトキハ保險醫又ハ保險藥劑師ハ所定ノ事項ヲ之ニ記入ノ上被保險者ニ返付スヘシ

第五十六條 療養費ノ支給ヲ受クル疾病又ハ負傷カ第三者ノ行爲ニ因ルモノナルトキハ被保險者ハ其ノ事實、第三者ノ氏名及住所（氏名又ハ住所不詳ナルトキハ其ノ旨）並ニ疾病又ハ負傷ノ狀況ヲ遲滞ナク地方長官又ハ組合ニ届出ツヘシ

第五十七條 被保險者カ保險醫又ハ保險藥劑師ニ就キ療養ヲ受ケタル場合ニ於テハ地方長官又ハ組合ハ令第七十七條第一項ノ規定ニ依リ其ノ被保險者ニ對シ支給スヘキ療養費ヲ當該保險醫又ハ保險藥劑師ニ對シ支拂フモノトス
前項ノ規定ニ依ル療養費支拂ノ請求書ニハ左ニ掲クル事項ヲ記載スヘシ

- 一 被保險者ノ氏名
- 二 被保險者證ノ記號及番號
- 三 事業所ノ名稱及所在地
- 四 傷病名及發病又ハ負傷ノ年月日並ニ原因

- 五 疾病又ハ負傷ノ經過
- 六 療養ノ開始日及期間
- 七 療養ノ内容
- 八 療養ニ要シタル費用ノ額

第五十九條 被保險者ハ令第七十五條第一項第三號（一回ノ費用二十圓ヲ超ユル場合ニ限ル）乃至第六號ノ療養ヲ受ケ

ントスルトキハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク申請書記載事項及已ムヲ得サル事由ヲ記載シタル届書ヲ提出スヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 發病又ハ負傷ノ年月日及原因

前項ノ申請書又ハ届書ニハ左ノ事項ヲ記載シタル醫師又ハ齒科醫師ノ意見書ヲ添附スヘシ

- 一 令第七十五條第一項第三號乃至第六號ノ療養ヲ必要ト認ムル事由
- 二 療養ノ内容及費用
- 三 入院診療ノ場合ニ在リテハ入院ノ期間

第五十九條ノ二 法第四十八條第二項ノ規定ニ依リ結核性疾病ヲ指定ス

第五十九條ノ三 被保險者ハ法第四十八條第二項ノ規定ニ依ル療養費ノ支給ヲ受ケントスルトキハ其ノ給付ヲ受クルコ

トヲ得ヘキコトヲ被保險者ニ於テ認定シタル書面ノ交付ヲ受クヘシ

被保險者前項ノ規定ニ依ル書面ノ交付ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 療養ノ開始年月日

前項ノ申請書ニハ其ノ疾病カ結核性疾病ナルコトヲ證スルニ足ル醫師ノ意見書ヲ添附スヘシ

被保險者ハ保險醫ニ就キ診療ヲ受ケントスルトキハ其ノ都度第一項ノ規定ニ依ル書面ヲ當該保險醫ニ提示スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク之ヲ其ノ保險醫ニ提示スヘシ

第一項乃至第三項ノ規定ハ法第四十八條第二項ノ期間ニ支給スル補給金ニ付之ヲ準用ス

第五十九條ノ四 被保險者ハ其ノ世帯員ノ疾病又ハ負傷ニ關シ令第九十一條ノ三第一項ノ規定ニ依リ入院、處置又ハ手術ノ承認ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲クル事項ヲ記載シタル申請書ヲ提出スヘシ但シ已ムヲ得サル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラス此ノ場合ニ於テハ其ノ事由止ミタル後遲滞ナク申請書記載事項及已ムヲ得サル事由ヲ記載シタル届書ヲ提出スヘシ

- 一 被保險者證ノ記號及番號
- 二 診療ヲ受ケントスル世帯員ノ氏名、生年月日及被保險者トノ續柄